

# 第11次愛別町振興計画

## みんなの愛別未来づくりプラン



ラブリーちゃん & あいちゃんマン

### 後期基本計画

令和7年3月



愛 別 町



# 目 次

## 総 論

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 第1章 計画策定にあたって .....     | 2 |
| 1. 振興計画とは .....         | 2 |
| 2. 計画策定の目的 .....        | 2 |
| 3. 計画の役割 .....          | 3 |
| 4. 計画の構成と期間 .....       | 3 |
| 5. 計画づくりで重視したこと .....   | 4 |
| 第2章 基本構想の概要 .....       | 5 |
| 1. まちづくりの3つのキーワード ..... | 5 |
| 2. 将来像 .....            | 6 |
| 3. 計画の体系 .....          | 7 |
| 第3章 踏まえるべき社会情勢 .....    | 8 |

## 後期基本計画

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 序 章 後期5年間の重点プロジェクト ..... | 12 |
| 第1章 健やかでやさしい愛別 .....     | 14 |
| 1. 保健・医療 .....           | 14 |
| 2. 子育て支援 .....           | 16 |
| 3. 高齢者支援 .....           | 18 |
| 4. 障がい者支援 .....          | 20 |
| 5. 地域福祉 .....            | 22 |
| 第2章 安全・安心で快適な愛別 .....    | 24 |
| 1. 消防・防災 .....           | 24 |
| 2. 交通安全・防犯 .....         | 26 |
| 3. 環境・景観・霊園 .....        | 28 |
| 4. 上・下水道 .....           | 30 |
| 5. 公園・緑地 .....           | 32 |

|            |                     |           |
|------------|---------------------|-----------|
| <b>第3章</b> | <b>豊かで活力に満ちた愛別</b>  | <b>33</b> |
| 1.         | 農業                  | 33        |
| 2.         | 林業                  | 36        |
| 3.         | 商工業                 | 38        |
| 4.         | 観光                  | 40        |
| 5.         | 労働                  | 42        |
| <b>第4章</b> | <b>人と文化が輝く愛別</b>    | <b>43</b> |
| 1.         | 学校教育                | 43        |
| 2.         | 社会教育                | 46        |
| 3.         | 文化芸術                | 48        |
| 4.         | スポーツ                | 50        |
| <b>第5章</b> | <b>明日への基盤が整った愛別</b> | <b>52</b> |
| 1.         | 土地利用                | 52        |
| 2.         | 道路・公共交通             | 54        |
| 3.         | デジタル化               | 56        |
| 4.         | 住宅、定住・移住対策          | 58        |
| <b>第6章</b> | <b>力を合わせてつくる愛別</b>  | <b>60</b> |
| 1.         | 地域間交流               | 60        |
| 2.         | コミュニティ              | 62        |
| 3.         | 町民参画・協働             | 64        |
| 4.         | 行財政                 | 66        |

# 総論

# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 振興計画とは

振興計画とは、地方自治体が、将来どのようなまちになることを目指すのか、そしてそのためにどのようなことに取り組むのかをまとめた計画です。

振興計画は、地方自治体が策定する計画のうち、最も上位に位置する計画であり、本計画に基づき分野ごとに各種計画が定められています。

## 2. 計画策定の目的

本町では、令和元年度に、「第11次愛別町振興計画（みんなの愛別未来づくりプラン）」（基本構想：令和2年度～令和11年度、前期基本計画：令和2年度～令和6年度）を策定し、将来像として掲げた『子どもの笑顔かがやく恵みの大地 あいべつ』を実現するための各種施策を推進してきました。

しかし、少子高齢化・人口減少のさらなる進行をはじめ、地球温暖化の深刻化、全国各地における大規模な自然災害の発生、デジタル化の急速な進展をはじめ、社会情勢は大きく変化しています。

このような中、「第11次愛別町振興計画前期基本計画」が令和6年度で終了することから、新たな時代のまちづくりの指針として、「第11次愛別町振興計画後期基本計画」を策定します。

この計画は、今後も進むことが予想される社会情勢の変化に対応した効率的・効果的な行財政運営を図るとともに、町民の幸福度（Well-Being）の向上につながる、未来への希望を持てる内容とします。

また、世界的な共通目標となっているSDGs<sup>※1</sup>の考え方を取り入れ、町民の安全で豊かな暮らしを実現できる地域社会づくりを目指した計画として策定します。

※1 Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標で、17の大きな目標と、それらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されている。

### 3. 計画の役割

この計画は、次のような役割を持つ計画として策定しました。

#### 町民みんなのまちづくりの目標

町民にとっては、愛別町の将来像や、その実現に向けた取り組みを行政と共有し、まちづくりに積極的に参画・協働していくための目標となるものです。

#### 町行政の総合的な経営指針・主張

町行政にとっては、活力と魅力あふれる愛別町をつくり上げ、将来にわたって持続していくための総合的な経営指針となるとともに、国や北海道、周辺自治体に対し、愛別町の主張を示すものです。

### 4. 計画の構成と期間

この計画は、次のような構成と期間の計画として策定しました。

#### 基本構想

本町が目指す将来像と、それを実現するための計画の体系や方針などを示したものであり、すでに策定されています。  
計画期間は、令和2年度から令和11年度までの10年間です。

#### 後期基本計画

基本構想に基づき、今後行う施策を示したもので、社会情勢の変化等に対応できるよう、前期・後期に分けて策定しています。  
今回策定した後期基本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間です。

#### 後期実行計画

後期基本計画に基づき、今後行う具体的な事業内容等を示したもので、別途策定しています。  
今回策定した後期実行計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間です。

## 5. 計画づくりで重視したこと

この計画は、計画策定の目的や計画の役割等を踏まえ、次のような視点を重視して策定しました。

### ◆ 誰もが読んでわかる計画づくり

町民みんなのまちづくりの目標として、町民目線に立ったシンプルでわかりやすい構成・内容・表現とし、誰もが読んでわかる計画として策定しました。

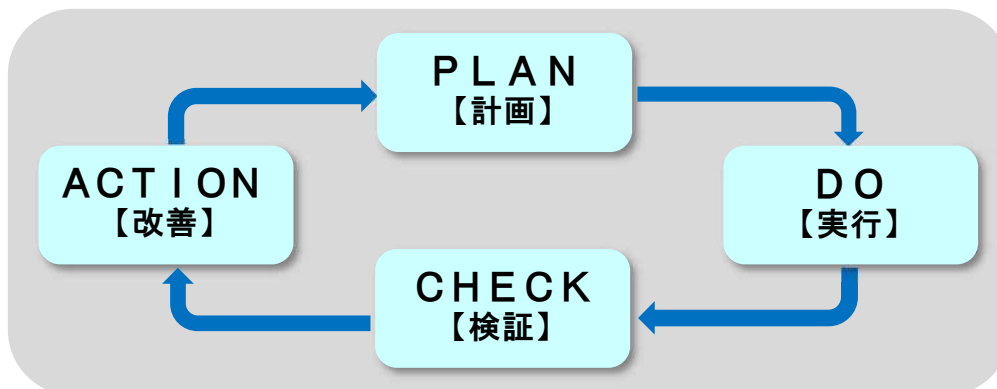
### ◆ “あるもののばし” の計画づくり

本町の特長・資源、いわゆる「強み」を再発見・再認識し、それを生かして愛別町らしさを追求する、ないものねだりではなく、“あるもののばし” の計画として策定しました。

### ◆ “経営の効率化” と “幸福度の向上” につながる計画づくり

町行政の総合的な経営指針として、行財政改革やDX<sup>※2</sup>との連動、施策・事業の「選択と集中」、PDCAサイクルの運用が容易に行える仕組みづくりなどを行い、“経営の効率化” につながる計画とするとともに、町民の幸福度（Well-Being）の向上につながる計画として策定しました。

PDCAサイクル



※2 Digital Transformation（デジタルトランスフォーメーション）の略。デジタル技術を活用し、業務やサービス、組織をはじめ、様々な仕組みを変革すること。

## 第2章 基本構想の概要

### 1. まちづくりの3つのキーワード

これからのまちづくりにおいて、すべての分野にわたって重視する3つのキーワードを次のとおり定めます。

#### 1 『子ども』

結婚・出産・子育て・教育に関する切れ目のない支援を積極的に推進し、一人でも多くの子どもが生まれ、将来の本町を担う人材として心身ともに健やかに育つまちづくりを進めます。

#### 2 『活力・交流』

農業を柱とした産業の振興と観光・交流機能の強化を図り、新たな活力を呼び起こすとともに、多くの人々が訪れるまちづくりを進めます。

#### 3 『人と人とのつながり』

「町民と町民」、「町民や町民団体、民間企業等と行政」のつながり、結びつきを強め、多くの人々が知恵と力を合わせ、支え合い助け合い、参画・協働するまちづくりを進めます。

## 2. 将来像

将来像は、町が将来目指す姿を町内外に示すものであり、これからのまちづくりの象徴となるものです。

すべての分野において、農業や子育て・教育環境をはじめとする本町の特性・資源をさらに生かしながら、『子ども』・『活力・交流』・『人と人とのつながり』をキーワードとしたまちづくりを進め、子どもが健やかに育ち、産業活動が活発化し、多くの人々が訪れる、愛があふれるまちをみんなでつくり上げていくという想いを込め、将来像を次のとおり定めます。

**子どもの笑顔かがやく  
恵みの大地 あいべつ**



### 3. 計画の体系

将来像の実現に向け、計画の体系を次のとおり定めます。

なお、後期基本計画においては、社会情勢の変化等を踏まえ、施策項目 5-③の「情報化・技術革新」を、「デジタル化」に変更しています。

| 基本目標                                  | 施策項目                                                |
|---------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| <b>1</b> 健やかでやさしい愛別<br>(健康・福祉・子育て分野)  | ①保健・医療<br>②子育て支援<br>③高齢者支援<br>④障がい者支援<br>⑤地域福祉      |
| <b>2</b> 安全・安心で快適な愛別<br>(生活環境分野)      | ①消防・防災<br>②交通安全・防犯<br>③環境・景観・霊園<br>④上・下水道<br>⑤公園・緑地 |
| <b>3</b> 豊かで活力に満ちた愛別<br>(産業分野)        | ①農業<br>②林業<br>③商工業<br>④観光<br>⑤労働                    |
| <b>4</b> 人と文化が輝く愛別<br>(教育・文化分野)       | ①学校教育<br>②社会教育<br>③文化芸術<br>④スポーツ                    |
| <b>5</b> 明日への基盤が整った愛別<br>(生活基盤分野)     | ①土地利用<br>②道路・公共交通<br>③デジタル化<br>④住宅、定住・移住対策          |
| <b>6</b> 力を合わせてつくる愛別<br>(共生・協働・行財政分野) | ①地域間交流<br>②コミュニティ<br>③町民参画・協働<br>④行財政               |

## 第3章 踏まえるべき社会情勢

第11次愛別町振興計画基本構想・前期基本計画の策定後、およそ5年が経過しましたが、社会情勢は多く変化してきています。

後期5年間のまちづくりにおいて踏まえるべき代表的な社会情勢をまとめると、次のとおりです。

### 1 加速する少子高齢化・人口減少

わが国では、出生数の減少に歯止めがかからず、少子化がさらに深刻化しており、これに伴い、人口減少も加速しています。また、高齢化も世界に例をみない速度で進行しています。

本町においても、戦略的な人口減少対策や超高齢社会に即した環境づくりを一層積極的に進めていくことが求められます。

### 2 さらに高まる安全・安心への意識

能登半島地震をはじめ、全国各地で地震や大雨等による大規模災害が相次いで発生しているほか、凶悪犯罪や特殊詐欺も後を絶たず、人々の安全・安心に対する意識がさらに高まっています。

本町においても、災害への備えをはじめ、日々の暮らしの安全の確保に向けた取り組みを一層進めていくことが求められます。

### 3 本格化する脱炭素社会への取り組み

地球温暖化がさらに深刻化する中、世界各国でGX<sup>※3</sup>の動きが本格化し、わが国においても、「2050 カーボンニュートラル<sup>※4</sup>」を宣言し、国をあげて脱炭素社会を実現する目標を掲げています。

本町においても、こうした世界や国の動向を踏まえ、脱炭素社会の実現に向けた具体的な取り組みが求められます。

※3 Green Transformation（グリーントランスフォーメーション）の略。温室効果ガスを発生させないエネルギーに転換することで、産業構造や社会・経済を変革すること。

※4 主として人間の活動によって排出される二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの排出量と、森林や植物が吸収する温室効果ガスの吸収量が等しくなること。

## 4 急速に進むデジタル化

近年、多くの民間企業や地方自治体においてDXが進められ、AI<sup>※5</sup>やロボットなどが生活に身近なものとなるなど、デジタル化による社会変革が急速に進んでいます。

本町においても、誰もが便利で幸せに暮らせる環境づくりに向け、様々な場面でデジタル化を進めていくことが求められます。

## 5 広く浸透するSDGsに基づく取り組み

SDGsに基づく取り組みは、今や世界各国に広く浸透しており、わが国においても、持続可能な開発目標推進本部の設置のもと、積極的な取り組みが行われています。

本町においても、こうした動きを踏まえ、持続可能な地域づくりに向けた活動に一層積極的に取り組んでいくことが求められます。

## 6 厳しさを増す地方の産業・経済

人手不足の深刻化や資材価格の高騰をはじめ、地方の産業・経済を取り巻く情勢は厳しさを増し、耕作放棄地の増加や森林の荒廃、既存商店街の空洞化、企業の撤退などの状況がみられます。

本町においても、こうした状況を十分に踏まえ、産業・経済を維持するための効果的な取り組みを模索していくことが求められます。

## 7 進展する教育の振興に向けた取り組み

わが国では、総括的なコンセプトとして、持続可能な社会の創り手の育成、日本社会に根差したウェルビーイングの向上を掲げた第4期教育振興基本計画を策定し、教育の振興に取り組んでいます。

本町においても、こうした動きを踏まえ、また地域資源を十分に生かし、特色ある教育行政を進めていくことが求められます。

※5 Artificial Intelligence の略。人工知能。

## 8 求められる共生社会・多様性社会の実現

大規模災害の発生や生活課題の多様化等を背景に、身近な地域で支え合う共生社会の重要性が再認識されているほか、多様な人々が共存する「ダイバーシティ<sup>※6</sup>」の考え方が広がりつつあります。

本町においても、支え合うコミュニティの再生や、お互いの違いを認め合う多様性社会の実現に向けた取り組みが求められます。

## 9 重要性を増す地方の自立と住民参画・協働

これからの地方自治体には、自らの未来を自らが決め、独自の政策を展開できる力、いわば「自立力」を一層強めることが求められ、そのためには、地域の多様な主体の参画と協働が必要不可欠です。

本町においても、町民等の参画・協働を一層促進しながら、行財政運営の効率化を進め、自立性を高めていくことが求められます。

<sup>※6</sup> 多様性を意味する言葉で、年齢や性別、障がいの有無、性的志向・性自認等といった様々な属性を持った人たちが、組織の中で共存している状態のこと。

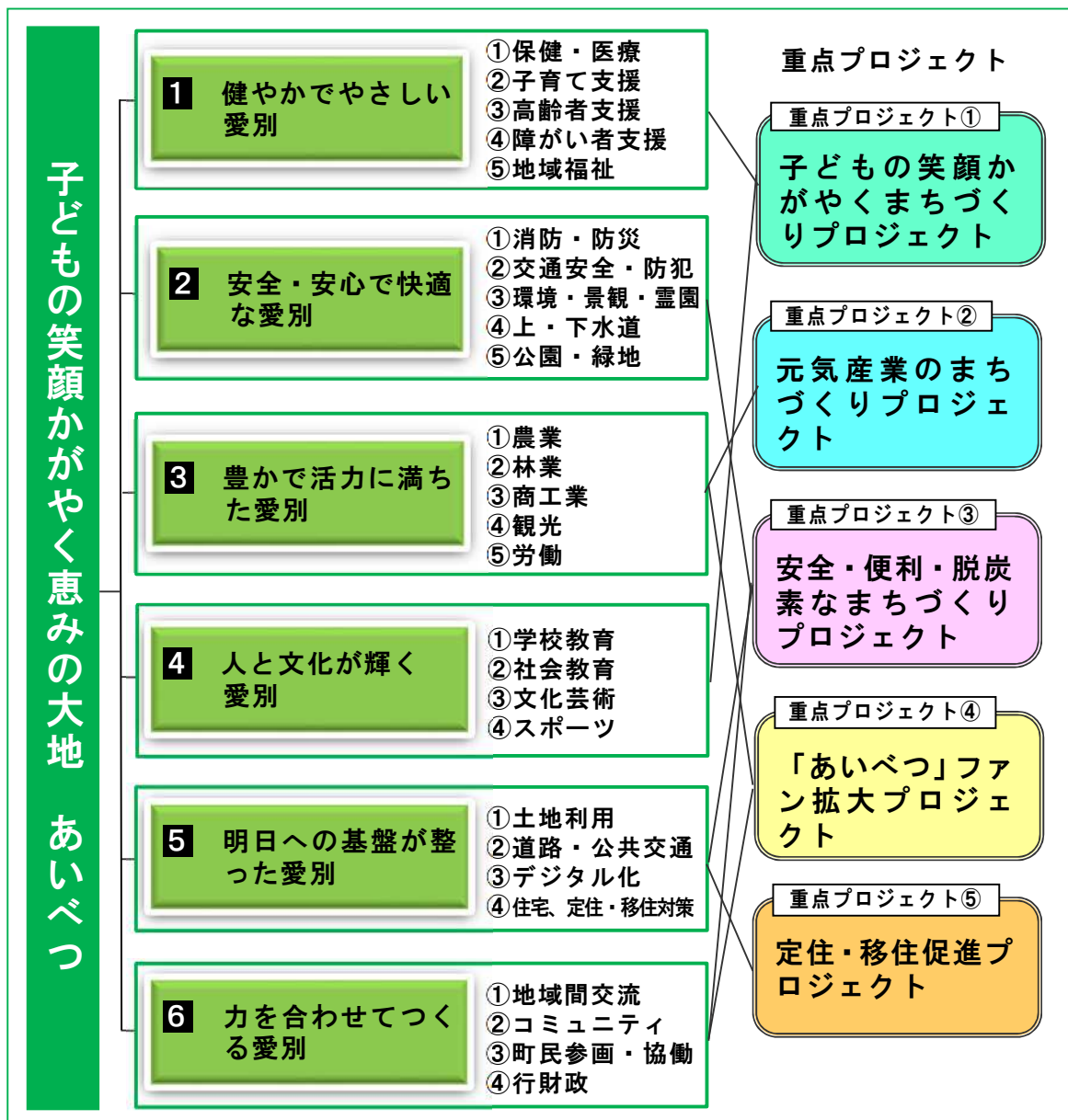
# 後期基本計画

# 序 章 後期5年間の重点プロジェクト

将来像の実現のためには、基本構想で定めた「計画の体系と方針」に基づき、施策項目ごとの取り組みを着実に推進していくことが必要ですが、ここでは、その中から、本町の最重要課題である人口減少の抑制・地方創生の視点、選択と集中の視点に立ち、後期5年間のまちづくりにおいて、特に重点的・戦略的に取り組む「重点プロジェクト」を定めました。

これら「重点プロジェクト」に関する施策については、この後期基本計画の中に主要施策として重点的に盛り込み、積極的に推進していくこととします。

なお、後期基本計画においては、社会情勢の変化や本町における「ゼロカーボンシティ宣言」等を踏まえ、重点プロジェクト③に、“脱炭素社会の実現”に関する取り組みを追加しています。



## 重点プロジェクト①

## 子どもの笑顔かがやくまちづくりプロジェクト

若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえ、町の宝である子どもが一人でも多く生まれ、将来を担う人材として育つよう、子育て支援体制の充実や子どもの教育体制の充実をリードする施策を推進します。



## 重点プロジェクト②

## 元気産業のまちづくりプロジェクト

町全体の活力の向上と雇用の場の確保に向け、本町の基幹産業であり、まちづくりの中心を担う農業の維持と新たな展開、林業や商工業の振興を図り、地域経済の活性化をリードする施策を推進します。



## 重点プロジェクト③

## 安全・便利・脱炭素なまちづくりプロジェクト

誰もが住みたくなる安全・便利・脱炭素なまちづくりを進めるため、消防・防災体制の充実や公共交通の維持・充実、デジタル化の推進、脱炭素社会の実現、コミュニティの活性化をリードする施策を推進します。



## 重点プロジェクト④

## 「あいべつ」ファン拡大プロジェクト

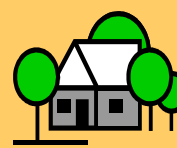
「あいべつ」を応援してくれる関係人口の増加を目指すため、町の情報発信力の強化、観光・応援から移住への展開に向けた事業の充実など「あいべつ」ファンの拡大をリードする施策を推進します。



## 重点プロジェクト⑤

## 定住・移住促進プロジェクト

人口減少の歯止めに向け、住宅の確保や住環境の向上、空き地・空き家の活用、町の魅力の情報発信の充実など、定住者・移住者の増加に直結する取り組みをリードする施策を推進します。



# 第1章 健やかでやさしい愛別

## 1. 保健・医療



### 現状と課題

生活習慣病が増加する中、住民一人ひとりが日頃の生活習慣を見直し、生活習慣病の発症と重症化を予防することが大切です。

本町ではこれまで、健康増進計画や自殺対策計画、保健事業実施計画（データヘルス計画）・特定健康診査等実施計画に基づき、各種健康診査や保健指導、健康相談をはじめ、ライフステージに応じた保健事業を推進してきました。

しかし、生活習慣病は増加しており、生活習慣病の重症化に伴う脳卒中による死亡や要介護認定者が多い状況にあり、生活習慣の改善につながる行動を身につけるよう促すことが必要です。

また、核家族化が進み、育児に対する負担感や不安が増大している中で、妊娠期から子育て期まで、子どもを安心して生み育てることができるよう、母子保健の充実が求められています。

このような中、本町では令和5年度に、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、第4次健康増進計画「愛いっぱいすこやかプラン」、第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第4期特定健康診査等実施計画、令和6年度に、第2期自殺対策計画「いきるを支える愛別町いきいきプラン」を策定しました。

今後は、これらの計画に基づき、町民一人ひとりが自分自身の状況を理解し主体的かつ積極的に健康づくりに取り組むことができるよう、保健事業の充実に努める必要があります。

また、本町の医療機関は、国民健康保険愛別町立診療所が1箇所、歯科医院が1箇所あり、町民が安心して医療が受けられるよう努めています。救急医療については、旭川市内の医療機関や上川郡中央医師会との連携によって、初期救急医療や二次救急医療体制が確保されています。

今後とも、町立診療所の施設の維持管理、医師・看護師の確保等を進めるとともに、旭川市を含む上川中部医療圏の医療機関との連携による救急・休日・夜間の医療体制の維持に努め、地域医療体制の充実に努める必要があります。

## 主要施策

### (1) 保健事業推進体制の充実

- ① 健康増進計画の中間評価をはじめ、自殺対策計画や保健事業実施計画（データヘルス計画）・特定健診等実施計画の中間評価・見直しを行い、推進体制の充実を図ります。
- ② 「きのこの里健康マイレージ事業」の充実など、保健事業へのデジタル技術の有効活用を図ります。

### (2) 各種健診・がん検診等の充実

生活習慣病の発症予防及び重症化予防に向け、糖尿病と肥満の予防を重点に、特定健康診査をはじめとする各種健康診査や保健指導、栄養指導を実施するとともに、がん検診等の充実に努めます。

### (3) 母子保健の充実

- ① 乳幼児健診を実施し、乳幼児の心身の健全な発達・発育を促すとともに、育児に関する正しい知識の普及啓発を行い、保護者の育児不安の軽減を図ります。
- ② 療育が必要と思われる子どもが、医療や療育機関等につながり、早期に療育を開始できるよう支援します。
- ③ 乳幼児期からの生活習慣病予防対策・歯科保健対策の充実を図ります。

### (4) 感染症対策及び予防接種事業の充実

- ① 予防接種に関する正しい知識の普及啓発や接種機会の充実等により、接種率の向上に努めます。
- ② エキノコックス症や結核の早期発見・早期治療のため、検診を実施するとともに、予防のための知識の普及啓発を行うことで、町民の健康の保持・増進を図ります。

### (5) 食育の推進

町民が健康的な食生活について学び、自分自身で「食」を選択する力を身につけることができるよう、子どもから高齢者までを対象に、食育を推進します。

### (6) 自殺対策の推進

全庁的な体制のもと、心の健康づくりに関する正しい知識の普及や児童・生徒へのSOSの出し方に関する教育の推進、ゲートキーパーの養成をはじめ、自殺対策計画に基づく各種の取り組みを推進します。

### (7) 地域医療体制の充実

- ① 医療サービスの維持・向上に向け、町立診療所の施設の維持管理を図るほか、引き続き医師・看護師の確保に努めます。
- ② 町外の医療機関との連携や広域的連携のもと、救急・休日・夜間の医療体制の維持に努めます。
- ③ 在宅においても必要な医療ケア・看護ケアサービスを受けられるよう、訪問看護サービスを利用できる体制の維持に努めます。

## 2. 子育て支援



### 現状と課題

わが国では、少子化がさらに深刻化する中、令和5年度に、「こども家庭庁」を創設するとともに、「こども基本法」を施行し、少子化対策を重点的に進めています。

本町においても、全国的傾向と同様に子どもの数が年々減少しています。子どもを取り巻く環境も大きく変化し、過疎化や核家族化等により、地域における子どもの養育機能が低下しつつあり、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりが課題となっています。

本町ではこれまで、子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て支援センター事業や保育サービスの充実、子育て家庭への経済的支援の推進、母子保健事業や児童虐待の防止に向けた取り組みの推進など、各種の子育て支援施策を推進してきました。

しかし、現代の親世代は、兄弟姉妹の数も少なく、自分の子どもが生まれることで初めて小さい子どもの世話を経験する人が多く、子育てに対してとまどいや不安を感じることも多い状況にあります。こうした親が孤立感を持つことのないよう支援していく必要があります。

また、ひとり親家庭について、その多くが社会的・経済的に不安定な状態に置かれている現状があります。今後も各種相談・指導などの支援の充実に努め、次代を担う子どもたちが健やかにたくましく育つよう、子どもと子育て家族を応援することが大切です。

このような中、本町では令和6年度に、これまで取り組みの成果と課題を踏まえ、第3期子ども・子育て支援事業計画を策定しました。

今後は、この計画に基づき、妊娠期から子育て期まで、母子保健・児童福祉・子育て支援拠点・教育の場が連携し、子どもの成長段階に合わせた切れ目のない細やかな支援を行い、若い世代が子育てに夢と希望を持ち、安心して子どもを生み、健やかに育てていくことができる環境づくりをさらに進めていく必要があります。

## 主要施策

### (1) 結婚に対する支援の充実

- ① 出会う機会の創出のため、関係機関・団体が主催する各種婚活イベント等の積極的な情報提供を行います。
- ② 経済的理由で結婚に踏みきれない低所得者・若年層に対し、安心した結婚新生活が送れるよう、必要な支援を行います。

### (2) 妊娠・出産に対する支援の充実

- ① 妊産婦の適正な健康管理を促進し、心身両面の負担軽減を図るため、各種健診等の受診時や出産時にかかる経済的負担に対する支援を行います。
- ② 産後の不安を取り除き、安心して子育てができるよう、産後ケア事業を実施します。
- ③ 不妊治療について、先進医療の治療費と交通費に関する支援を行います。

### (3) 子育てに対する支援の充実

- ① 認定こども園や学童クラブなどを活用し、相談・交流事業や一時保育・令和8年4月から実施することも誰でも通園制度・学童保育事業など、多様な支援サービスを提供します。
- ② すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対する一体的な相談支援等を行う拠点として、「こども家庭センター」の設置を進めます。
- ③ 子育て世帯の経済的負担と育児不安の軽減を図るため、各種支援事業を実施します。
- ④ 子どもの誕生を祝福し、町全体で支えていくため、「ハッピーボーン」や「君の椅子」などの特徴ある取り組みの実施・支援を行います。
- ⑤ これまでの子ども・子育て支援事業をはじめ、子どもに関するその他の施策も包含・一体化した「こども計画」の策定について検討します。

### (4) 親と子どもの健康の確保

- ① 疾病や児童虐待、育児によるストレスなどに対し、早期の発見と予防に取り組むため、各種の健康診査や相談・指導等を推進し、母子の健康の確保・増進を図るとともに、食育の推進、小児医療に関する情報提供に努め、親と子の心身の健康の増進を支援していきます。
- ② 乳幼児から18歳までの医療費の給付を継続して実施するなど、子育て家庭への経済的支援を推進します。

### (5) 要保護児童等への対応

要保護児童対策地域協議会を中心とした児童虐待防止対策の充実をはじめ、ひとり親家庭等の自立支援施策の推進など、保護を必要とする子どもと家庭に対する取り組みを推進します。

## 3. 高齢者支援



### 現状と課題

わが国では、高齢化が世界に例をみない速度で進行する中、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステム<sup>※7</sup>の充実に向けた取り組みを進めています。

本町では、国や北海道の水準を大幅に上回る勢いで高齢化が進み、今後の介護・福祉サービス事業のあり方が大きく問われています。

本町ではこれまで、高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、地域包括支援センターなどを中心に、介護保険事業の適正運営をはじめ、保健事業や介護予防・日常生活支援総合事業、認知症対策の実施など、町民ニーズに即した高齢者支援施策を推進してきました。

また、老人クラブ等の活動支援や地域敬老会への助成金交付などにより、高齢者の地域社会への参加を促進するとともに、地域の高齢者や町民が気軽に集まり交流する場「地域サロン」の開催を支援し、高齢者の自立支援を推進してきました。

しかし、今後、本町の高齢化はさらに進むことが予想されており、これに伴い、介護・支援を必要とする高齢者やひとり暮らし高齢者の増加が見込まれるとともに、社会参加や生きがいづくりに関するニーズの増大も予想され、高齢者施策の充実は引き続き町全体の大きな課題です。

このような中、本町では令和5年度に、これまで取り組みの成果と課題を踏まえ、第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定しました。

今後は、この計画に基づき、また見直しを行いながら、地域包括ケアシステムの充実に向けた各種の高齢者支援施策を計画的に推進し、すべての高齢者が健康で生きがいを持ち、いつまでも自分らしく暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

### 主要施策

#### (1) 高齢者支援推進体制の充実

- ① 高齢者福祉計画・介護保険事業計画の点検・評価・見直しを行い、推進体制の強化を図ります。
- ② サービス提供拠点となる地域包括支援センターの機能強化を図ります。
- ③ 高齢者福祉施設の長寿命化を図るため、必要な支援を行います。
- ④ 高齢者介護・福祉に関する人材の育成に努めます。

<sup>※7</sup> 高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、介護・介護予防・医療・生活支援・住まい等のサービスを包括的に提供する仕組み。

## （２）高齢者の生活支援

- ① 介護保険対象外の生活上の支援が必要な高齢者を対象に、配食サービス、緊急通報体制等整備事業、除雪サービス等の高齢者生活支援事業の取り組みを推進します。
- ② 高齢者個人の尊厳を尊重し、その人らしい生活を地域において安心して行うことができるよう、成年後見制度の活用を促進します。

## （３）生きがい施策の推進

- ① 高齢者が生きがいを持って社会参加することができるよう、老人クラブ活動の支援、学習・文化・スポーツ活動の促進を図ります。
- ② 「地域サロン」について、コーディネーターの養成をはじめ、全町的な開催を支援する体制づくりを進めます。

## （４）介護予防の推進

- ① 高齢者の健康づくり・介護予防に向け、フレイル<sup>※8</sup>等の多様な課題に対応した、保健事業と介護予防事業が一体となった取り組みを進めます。
- ② 町民主体のサービス提供体制を充実させながら、すべての高齢者を対象に、自主的な介護予防活動の支援や、介護予防に関する知識の普及・啓発を行うとともに、要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者を対象に、生活機能の維持・向上に向けた予防サービスを提供する介護予防事業を実施します。
- ③ 地域包括支援センターを核に、介護予防ケアマネジメントや総合的な相談支援業務、権利擁護業務を行う包括的支援事業を実施します。

## （５）介護保険サービスの提供

- ① 要支援認定者を対象とした、介護予防サービスや地域密着型介護予防サービス等の提供体制の充実を促進するとともに、これらのサービスの利用に対する予防給付を実施します。
- ② 要介護認定者を対象とした、居宅サービスや施設サービス、地域密着型サービス等の提供体制の充実を促進するとともに、これらのサービス利用に対する介護給付を実施します。

## （６）認知症対策の推進

認知症サポーターの養成・活用や認知症初期集中支援チームの設置など関係機関と連携した認知症の早期発見・予防・重度化の防止に向けた取り組みの推進、「オレンジカフェ<sup>※9</sup>」の開催など、認知症対策を推進します。

※8 加齢によって心身が衰え、活動量が低下し、要介護に移行する一つ手前の状態。

※9 認知症の人やその家族、地域住民などが集まるカフェ。

## 4. 障がい者支援



### 現状と課題

障がいの有無にかかわらず、すべての人々がお互いの人権と個性を尊重し、支え合いながらともに生きる社会づくりが求められています。

本町ではこれまで、障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画に基づき、障がい福祉サービスの提供や社会参加の促進に向けた取り組みをはじめ、障がい者の自立支援を基本とした各種施策を推進してきました。

しかし、障がい者の高齢化が進んでいるほか、介護者の高齢化も進んでおり、将来の生活に不安を抱いている家庭も少なくないほか、就労についても非常に厳しい状況にあり、障がい者支援の一層の充実が求められています。

このような中、本町では令和5年度に、これまでの成果と課題を踏まえ、第3次障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画を策定しました。

今後は、これらの計画に基づき、また見直しを行いながら、障がいのある人が地域で安心して暮らしていけるよう、また、子どもの健やかな成長を支えるため、総合的・専門的な相談窓口と、その支援を総合的に行うための機関として4町で共同設置した上川中部基幹相談支援センター「きたよん」を拠点に、地域の状況に合わせながら、必要な支援につなげていく必要があります。

また、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う「愛別町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会」を活用し、必要な事項の協議を継続していく必要があります。

さらに、障がいのある人もない人もともに生きる社会の実現に向け、障がいや障がい者に関する町民の正しい理解を促していくことも重要です。

## 主要施策

### (1) 障がい者支援推進体制の充実

- ① 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の点検・評価・見直しを行い、推進体制の強化を図ります。
- ② 上川中部基幹相談支援センター「きたよん」の活用等により、相談支援体制の充実、関係機関・団体相互の連携・協力体制の充実を図ります。

### (2) 広報・啓発活動等の推進

障がいのあるなしにかかわらず、お互いに人格と個性を尊重しながらともに生きる社会の実現に向け、障がいや障がい者に対する市民の正しい理解を促すための広報・啓発活動や、障がい者の各種行事への参加促進など交流事業を推進します。

### (3) 障がい福祉サービスの提供

- ① 日中活動系サービスや居住系サービス、訪問系サービスなど、各種サービスの提供体制の充実を促進するとともに、これらのサービスの利用に対する自立支援給付を実施します。
- ② 障がい者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により地域生活支援事業を推進します。
- ③ 障がい児が身近な地域で児童発達支援（日常生活の基本動作の指導等）や放課後等デイサービス（放課後や夏休みにおける生活能力向上のための訓練等）を受けることができるよう、提供体制の充実を促進します。
- ④ 障がい者の重症化・高齢化や「親亡き後」を見据えて地域全体でサービスを提供するために広域的に設置した「地域生活支援拠点等」の周知と活用促進、成年後見制度の利用支援に努めます。
- ⑤ 障がい者の経済的負担の軽減に向け、各種の年金・手当制度や減免制度等の周知に努めます。

### (4) 障がいのある人の就労の促進

障がいのある人が能力を発揮し、収入を得て、自信や生きがいを持って生活することができるよう、一人ひとりのニーズや個々の障がいの特性に配慮した就労機会が得られるよう関係機関と連携して支援します。

## 5. 地域福祉



### 現状と課題

少子高齢化等に伴い家族形態が大きく変化する中、全国的に家庭の介護力や地域で支え合う機能の低下が指摘されています。

このような中、公的サービスだけでは対応できない生活課題や、公的な福祉サービスによる対応が不十分であることから生じる問題など、多様な福祉課題がみられるようになってきました。

これからの地域福祉の役割は、地域における新たな支え合い（共助）を確立し、多様な福祉課題に対応していくことであり、公的な取り組みだけではなく、住民や住民団体をはじめ、多くの主体が自主的に参画する地域福祉の仕組みをつくり上げ、「地域共生社会<sup>※10</sup>」の実現を目指していく必要があります。

本町では、社会福祉協議会が、町から受託した各種福祉・介護サービスを提供しているほか、民生委員・児童委員をはじめ社会福祉団体等が地域に密着した様々な活動を展開しています。

また、令和5年度から、高齢者等の地域からの孤立防止、虐待や異変、行方不明の早期発見などについて、地域住民や関係機関が協働して見守り等を行う「高齢者見守り活動事業」を実施しています。

しかし、今後、少子高齢化や核家族化はさらに急速に進行し、援助を必要とする高齢者や障がい者等が増加し、福祉ニーズはますます増大・多様化することが見込まれます。

このため、本町の地域福祉を総合的・計画的に推進するための地域福祉計画を策定するとともに、これに基づき、より多くの福祉関係者の自主的な福祉活動の活発化を促し、地域全体で支え合う仕組みづくりを進めていく必要があります。

※10 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会。

## 主要施策

### (1) 地域福祉推進体制の充実

地域福祉計画を策定し、本町の実情に即した地域福祉の仕組みづくりを総合的・計画的に進めます。

### (2) 地域福祉を推進する多様な担い手の育成

- ① 一人でも多くの町民が地域に関心を持ち、福祉活動に参画するよう、社会福祉協議会と連携し、広報・啓発活動や福祉教育の推進、交流事業の展開等を図り、町民の福祉意識の高揚に努めます。
- ② 社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、各種福祉団体、福祉ボランティア団体、NPO等の育成・支援を行い、地域福祉を推進する多様な担い手づくりを進めます。

### (3) 分野を越えた横断的・総合的な取り組みの推進

- ① 「高齢者見守り活動事業」の充実や小地域ネットワーク活動の充実促進による見守り体制の強化をはじめ、集落支援員の活用等による買物の支援、交流の場・居場所づくり、生活困窮・引きこもり・孤立・孤独への対応、権利擁護の推進など、高齢者福祉・障がい者福祉・子どもの福祉等の各分野に共通する課題について、横断的・総合的な取り組みを進めます。
- ② 分野別では対応しきれない複雑化・複合化する困りごとや悩みごとにも的確に対応できるよう、庁内各部門の連携や関係機関・団体との連携を強化し、断らない包括的な相談支援体制の整備を進めます。

### (4) バリアフリー化等の推進

高齢者や障がい者、子どもも含め、すべての町民が安全に安心して暮らせるよう、公共施設等の状況を点検し、整備が可能な箇所から、バリアフリー化<sup>※11</sup>、ユニバーサルデザイン化<sup>※12</sup>を進めます。

※11道路の段差の解消をはじめ、障壁（バリア）をなくす（フリー）こと。

※12すべての人が使いやすいよう、施設や建物、空間等をデザインすること。

## 第2章 安全・安心で快適な愛別

### 1. 消防・防災



#### 現状と課題

近年、わが国の火災発生件数は増加傾向にあり、特に、死者に占める高齢者の割合が7割以上を占め、その対策が求められています。

本町の消防体制は、大雪消防組合愛別消防署及び愛別消防団（4分団）で構成されており、地域住民の生命、身体及び財産を災害から守るとともに、災害に強い地域づくりを目指して様々な取り組みを行っています。

本町における火災は、毎年多くは発生していませんが、火災は、いつ、どこで発生するか予測できません。特に本町では、高齢化が進んでいるほか、秋季から冬季、春季にかけて必ずといってよいほどストーブを使用し、火災発生のリスクが高い状況となっています。

今後は、こうした状況を踏まえ、消防署や消防団の施設・設備の老朽化等に対応した計画的な更新・高度化をはじめ、消防団員の確保や消防職員・消防団員の知識・技能の向上等を進めていく必要があります。

また、近年、地震や大雨などによる大規模な自然災害が多発しており、全国的に甚大な被害を受けている状況にあります。

本町は、台風や地震による大きな災害はなく、災害が比較的少ない地域ですが、今後とも、町民の生命及び財産を災害から守る、あるいは最小限の被害にとどめるため、防災・減災に関する指針を見直しながら、町全体の防災に対する意識改革や洪水に備えた河川の整備・維持管理をはじめ、様々な取り組みを推進していく必要があります。

#### 主要施策

##### （1）消防施設等の整備充実

- ① 消防署及び消防団詰所について、災害時の防災拠点としての機能を維持するため、大雪消防組合公共施設等総合管理計画に基づき、計画的な整備・管理を行います。
- ② 消防署及び消防団に配備されている消防ポンプ自動車や器材搬送車、救急車などの消防車両、資機材について、老朽化や能力不足等の状況に応じ、整備充実を計画的に推進します。

##### （2）消防職員・消防団員の知識・技能の向上

- ① 消防職員を消防学校や他消防本部等へ年次的に派遣し、知識・技能の向上を促進します。
- ② 消防団員に対する研修や訓練を計画的に実施し、知識・技能の向上を促進します。

### (3) 消防団の充実

- ① 関係機関・団体と連携し、消防団員の入団促進に向けた取り組みを進めます。
- ② 消防団員の装備の充実を図り、安全確保に努めます。
- ③ 持続可能な消防団の構築に向け、分団の統合や定数の見直しなど、組織の再編について検討していきます。

### (4) 防災・減災に関する計画等の見直し

- ① 防災・減災体制の確立、町全体の強靱化を総合的・計画的に進めるため、地域防災計画・国土強靱化地域計画の見直しを適宜行うとともに、町民への計画内容の周知を図ります。
- ② 町民に災害の危険度や避難場所・避難経路等の情報を的確に提供するため、ハザードマップ<sup>※13</sup>を更新します。

### (5) 災害時の情報伝達体制の充実

災害時における情報伝達機能の多重化・高度化に向け、FM告知端末、SNS<sup>※14</sup>、テレビのデータ放送、スマートフォンアプリ<sup>※15</sup>の有効活用・利用促進に努めます。

### (6) 町民の防災・減災意識の高揚と自主防災組織の育成

防災・減災関連施策のPRや各種防災関連マニュアル・ハザードマップの周知徹底、防災・減災に関する研修や避難訓練の実施を図るとともに、自主防災組織の育成に努め、町民の防災意識の高揚と行政・地域が一体となった防災・減災体制の確立に努めます。

### (7) 防災資機材等の整備

防災資機材・備蓄品の更新を適宜行うとともに、民間事業者との災害協定の締結に積極的に取り組むことで災害時のライフラインを確保し、災害に強いまちづくりを推進します。

### (8) 防災拠点としての役場庁舎の耐震化

災害時の防災拠点となる役場庁舎について、その耐震化を推進します。

### (9) 治山・治水対策の推進

- ① 水源のかん養や土砂の崩壊その他の災害の防備等の観点から、保安林の適正管理について関係機関に要請していきます。
- ② 石狩川・愛別川等の堤防や護岸の早期整備及び適正な維持管理について関係機関に要請していきます。
- ③ 防災・減災の観点から、普通河川の維持管理を行うとともに、大雨時や融雪時にはパトロールを実施し、災害箇所の把握、早期復旧に取り組みます。

※13 想定される災害の範囲や危険箇所、避難場所等を地図上に示したものの。

※14 ソーシャルネットワーキングサービス。共通の趣味を持つ人たちとの交流を目的としたサービスの総称。

※15 スマートフォンで特定の機能を実行させるためにつくられたソフトウェアのこと。

## 2. 交通安全・防犯



### 現状と課題

近年、わが国の交通事故発生件数は横ばい傾向にありますが、死者に占める高齢者の割合が半数以上を占め、その対策が求められています。

本町では、警察や交通安全推進協議会等と連携し、交通安全教育や啓発活動の推進、交通安全施設の整備等に努めていますが、通過交通量の増加をはじめ、様々な要因によって交通事故は増加傾向にあり、可能な限り交通事故、死傷者の減少を目指す必要があります。また、いまだに飲酒運転がなくならないため、飲酒運転根絶を目指す必要があります。

このため、今後の通過交通量の一層の増加や、高齢化の進行も勘案し、高齢者や子どもを中心とした交通安全意識や飲酒運転根絶意識の啓発を一層推進していくとともに、危険箇所を中心とした交通安全施設の整備を行うなど、交通安全対策の総合的推進が必要です。

防犯については、近年、全国的に凶悪犯罪が多発しているほか、犯罪の低年齢化の傾向が強まり、犯罪からの安全性の確保が重視されていますが、本町では、警察や防犯協会等と連携し、啓発活動の推進や防犯パトロール活動の促進に努めています。

しかし、犯罪は増加傾向にあり、特に近年は特殊詐欺による被害が多くなっているほか、高齢化や核家族化の進行等に伴い地域における犯罪防止機能の低下が懸念されています。

このため、関係機関・団体との連携を強化し、町民の防犯意識の啓発や自主的な地域安全運動の促進、犯罪の起こりにくい環境の整備に努める必要があります。

## 主要施策

### (1) 交通安全に関する啓発等の推進

関係機関・団体と連携し、交通指導員による交通指導をはじめ、各年齢に応じた効果的な交通安全教育や啓発活動を推進し、町民の交通安全意識の高揚、飲酒運転の根絶を促進します。

### (2) 交通安全施設の整備

交通量の多い路線や通学路を中心に交通安全施設の整備充実を図ります。

### (3) 防犯に関する啓発等の推進

関係機関・団体等との連携のもと、啓発活動等の充実を図り、町民の防犯意識の高揚に努めるとともに、防犯パトロール活動など、町民の自主的な地域安全活動を促進します。

### (4) 犯罪の起こりにくい環境の整備

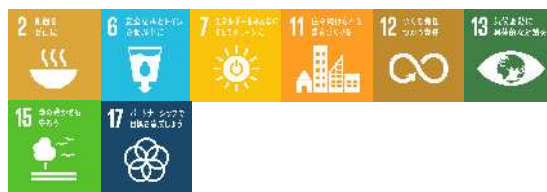
関係機関やスクールガードリーダー等との連携により、犯罪の起こりにくい環境の整備を進めます。

### (5) 再犯の防止に向けた取り組みの推進

関係機関・団体と連携し、犯罪をした人等の円滑な社会復帰を支援する取り組みや、地域の理解を深める啓発活動等を進めます（本主要施策は、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく地方再犯防止推進計画として位置づけます）。

### 3. 環境・景観・霊園

#### 現状と課題



地球温暖化がさらに深刻化し、人類の生存さえ脅かそうとしている中、世界各国で脱炭素化に向けた取り組みが本格化し、わが国においても、令和32年までにカーボンニュートラルを実現する目標を掲げています。

本町では、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、町の事務事業において排出される二酸化炭素排出量の削減を目指して各種の取り組みを実行しているほか、民間住宅における太陽光発電システムの設置を支援し、再生可能エネルギーの利活用を進めています。

また、令和4年度に、令和32年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。

今後は、この宣言に基づき、脱炭素社会の実現に向けた取り組みをこれまで以上に積極的に進めていく必要があります。

また、本町における景観に対する取り組みとしては、公共施設における花壇整備やガーデニング写真の募集など、花と緑のまちづくり事業を道認定のフラワーマスターとともに進めています。

今後とも、町民と行政が協力して花と緑のまちづくりを推進し、快適な環境・景観づくりを進めていくことが必要です。

ごみ処理については、愛別町外3町塵芥処理組合により、上川町、当麻町、比布町とともに広域で行っており、本町に設置された焼却施設やリサイクルセンターで適正な処理及びリサイクルを行っています。

今後とも、町民の理解と協力のもと、ごみの減量化やリサイクルの促進、食品ロス対策の推進、不法投棄の防止に積極的に取り組み、環境負荷の少ない循環型社会の形成を目指していく必要があります。

また、し尿処理については、大雪浄化組合により、当麻町、比布町とともに広域で行っていますが、今後とも、適正な処理に努める必要があります。

一方、火葬場については、施設の老朽化により、建て替えを進めており、令和7年度に供用開始となっておりますが、今後は、適正な管理・運営に努める必要があります。

霊園については、墓じまいによる区画の返還が増加傾向にありますが、今後とも、適正な管理・運営に努める必要があります。

## 主要施策

### (1) 「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた取り組みの推進

- ① 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、町の事務事業で発生する二酸化炭素の排出量削減を図ります。
- ② 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、区域全体（町全体）で発生する二酸化炭素の排出量削減を図ります。
- ③ 地球温暖化対策実行計画と連動しながら、民間住宅への太陽光発電システムの設置支援、新たに整備する公共施設への太陽光発電システムの設置など、再生可能エネルギーの導入拡大に努めます。

### (2) 花と緑のまちづくりの推進

公共施設における花壇整備やガーデニング写真の募集など、フラワーマスターと連携した花と緑のまちづくり事業を推進します。

### (3) ごみ収集・処理体制の充実

- ① 快適で美しく清潔な環境づくりに向け、地域住民によるごみステーションの適正な管理を促進します。
- ② 町民のごみの分別排出の徹底を促すとともに、愛別町外3町塵芥処理組合の適正な運営、ごみ処理・リサイクル体制の充実に努めます。

### (4) 3R運動の促進

広報・啓発活動を積極的に推進し、町民や事業者の自主的な3R運動※16を促進します。

### (5) 食品ロス対策の推進

道の「どさんこ愛食食べきり運動」等と連動し、啓発活動や町内の飲食店・小売店への協力要請など、食品ロス※17対策について検討・推進します。

### (6) 不法投棄の防止

町内の巡回パトロールを行うとともに、必要に応じて看板や監視カメラの設置を行い、不法投棄の防止に努めます。

### (7) し尿収集・処理体制の充実

大雪浄化組合の適正な運営、し尿収集・処理体制の充実に努めます。

### (8) 火葬場・霊園の適正管理

火葬場・霊園について、心やすらぐ使いやすい施設として、適正な維持管理・運営に努めます。

※16 リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生使用）運動。

※17 まだ食べられるのに捨てられた食品のこと。

## 4. 上・下水道



### 現状と課題

上水道は、人々が健康で快適な生活を送るために欠くことのできない重要な社会基盤ですが、全国的に給水人口の減少に伴い料金収入が減少する一方、老朽化が進む施設の更新や災害に強い施設の整備にかかる費用が増大しており、将来にわたって持続可能な水道事業を進めていくことが大きな課題となっています。

本町の上水道事業は、石狩川の伏流水を水源とし、安全で良質な水道水を供給しています。

本町ではこれまで、一部電気機械設備の老朽化、配水管の老朽化による漏水の多発といった状況に対応し、浄水場設備と配水管の改築更新事業を実施してきました。

今後とも、安全・安心な水道水の安定供給を行うため、老朽化や災害時の対応等を総合的に勘案しながら、上水道施設の改築更新を計画的・効率的に進めていく必要があります。

一方、下水道は、快適で住みよい居住環境づくりと河川等の公共用水域の水質汚濁の防止・改善、さらには循環型社会の形成への貢献など、多面的な機能を持ち、人々の生活に大きな役割を果たしています。

本町では、下水道と浄化槽によって生活排水処理を行っています。

下水道については、これまで、施設・設備の老朽化等に対応し、下水道ストックマネジメント<sup>※18</sup>計画の策定のもと、下水道施設の改築更新事業を実施してきました。

今後とも、この計画に基づき、また見直しを行いながら、中長期的な視点から、下水道施設の改築更新を計画的・効率的に進めていく必要があります。

また、浄化槽対象区域については、浄化槽の設置に対する支援を行うとともに、維持管理についても支援を行っていますが、快適で住みよい環境づくりに向け、今後とも継続して実施していく必要があります。

※18 下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実現を目的に、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。

## 主要施策

### (1) 上水道施設の改築更新

施設の老朽化や災害時の対応、水質管理の強化、事業の効率化を総合的に勘案し、上水道施設の改築更新を計画的に推進します。

### (2) 下水道施設の改築更新

- ① 下水道ストックマネジメント計画に基づき、また見直しを行いながら、施設の老朽化や災害時の対応、事業の効率化を総合的に勘案し、下水道施設の改築更新を計画的に推進します。
- ② 下水道に関する啓発活動や情報提供等を行い、下水道未加入者の加入を促進します。

### (3) 浄化槽等の設置促進

下水道処理区域以外の浄化槽対象区域において、浄化槽の設置やトイレの改造等に対する支援を行い、設置を促進します。

### (4) 浄化槽の適正管理の促進

浄化槽の保守点検・清掃が適正に実施され、きれいな処理水が流されるよう、浄化槽の維持管理に対する支援を行い、適正管理を促進します。

## 5. 公園・緑地



### 現状と課題

公園・緑地は、緑豊かな住環境の形成や人々のレクリエーション・憩いの場の創出、子どもの遊び場の確保、防災性の向上、景観の形成など、多面的な機能を持ち、住民生活に重要な役割を果たしています。

本町には、総合スポーツ公園をはじめ、農村公園、リバーフロントパーク、オートキャンプ場など、数多くの公園・緑地が整備されています。

また、住宅街には地区公園もあり、憩いと潤いあふれる住環境づくりに寄与しています。

これらの公園・緑地は、老朽化等に対応した施設・設備の修繕を適宜実施していますが、全国的にも老朽化した遊具等の利用による事故が発生する中、維持管理の充実が求められています。

### 主要施策

#### (1) 公園・緑地の整備充実

安全性の確保と利用しやすい環境づくりに向け、老朽化や利用状況などを考慮し、必要に応じて公園・緑地の施設・設備の修繕を行い、費用対効果を検証し、施設存続も検討します。

#### (2) 公園・緑地の適正管理

指定管理者などとの連携や地域住民・町民団体との協働により、公園・緑地の適正な維持管理に努めます。

## 第3章 豊かで活力に満ちた愛別

### 1. 農業



#### 現状と課題

わが国では、令和6年度に、「食料・農業・農村基本法」を改正し、「食料安全保障」の考え方を抜本的に強化するとともに、農産物の輸出促進やスマート農業<sup>※19</sup>の促進などが盛り込まれました。

本町では、米の主産地として愛別米栽培基準に基づいた生産を推進することで、ブランド化による「売れる米づくり」を展開し、販路の拡大を図るとともに、生産性の向上を目指して国営緊急農地再編整備事業によるほ場の大区画化や透排水性の改善に取り組んでいます。

こうした基盤整備が進む一方で、担い手は減少傾向にあるため、各地区の状況に応じ、将来を見据えた担い手の確保と意欲ある農業者への農地の集積により、水田面積を確保していくことが課題となっています。

また、一人あたりの耕作面積が拡大する中で、大区画化後のほ場では、面積あたりの経営コストの削減や労働力の省力化による複合経営の取り組みが重要となり、デジタル技術の導入や水稻作付における新技術の普及促進により課題解決を行うことが求められています。

きのこについては、北海道有数の生産量を誇り、地域産業の発展に大きく貢献していますが、近年は企業の参入により産地間競争が激化するとともに、大規模な施設による生産が主流を占め、きのこ産地の構図も大きく変わりました。そのため、さらなる生産コストの低減と良質なきのこの安定生産に向け、老朽化した施設の統廃合や経営の統合などを行っています。

また、生産部門の基礎となる原材料については、いつの時代においても安定的な確保に努める必要があり、さらには生産技術の向上と安全・安心な生産体制を維持していくことが必要です。

一方、道内外の主要産地の生産出荷状況と消費動向に注目した計画的な販売が、市場価格の下落に歯止めをかけ、一定価格の確保につながっていることから、引き続き努力が必要です。また、各地で開催されているイベ

※19 デジタル技術を活用し、超省力・高品質生産を実現する農業。

ントへも積極的に参加し、愛別きのこのブランド力の堅持に努めています  
が、引き続き消費者から信頼される産地づくりが必要です。

本町における加工・販売の取り組みの現状としては、これまで米やきの  
こ、ピーツを使った加工品開発や販売など農業の6次産業化<sup>※20</sup>の支援を  
してきました。今後も各事業者からの要望に応じて支援していくことが重  
要です。

## 主要施策

### (1) 農業生産を支える基盤の整備

農業振興地域整備計画に基づき、優良農地の確保を図るとともに、国  
営緊急農地再編整備事業の促進などにより、ほ場の大区画化や透排水性  
の向上、土づくり対策の支援など、農業生産を支える基盤の整備を進め  
ます。

### (2) 良質な農産物の生産による攻めの農業の展開

- ① 良質な農産物の安定的な生産を図るため、新しい生産技術の普及に努  
めるなど、農作物のブランド化に向けた取り組みを推進します。
- ② 大区画化されたほ場における農業生産性を最大限に高めるため、農業  
の効率化や省力化を目指し、スマート農業を促進します。
- ③ 農用地の拡大や農業用機械の拡充など、意欲ある農業者の経営の維持・  
拡大に向けた取り組みを推進します。

### (3) 農業担い手の育成と確保

- ① 「地域計画<sup>※21</sup>」に基づき、将来を見据えた地域農業の担い手を確保  
し、農地中間管理事業<sup>※22</sup>を活用して担い手への農地の集積を図ります。
- ② 関係機関と連携し、新規就農者に対する農業生産技術の指導や研修機  
会の提供を行うとともに、資金の活用により安定的な農業経営の確立を  
支援します。
- ③ 農業法人化を推奨するとともに、就業者の確保と定着を支援します。

※20 第1次産業が、生産だけにとどまらず、加工品の製造・販売やサービスの提供など第  
2次産業や第3次産業まで踏み込むこと。

※21 令和4年度に改正された農業経営基盤強化促進法に基づき、地域での話し合いにより目  
指すべき将来の農地利用の姿を明確化する計画（前身は「人・農地プラン」）。

※22 農地を借り受け、農地を借りたい人にまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮  
して貸し付ける、農地の中間的受け皿となる事業。

#### **(4) 豊かな農山村環境づくりの推進**

日本型直接支払制度を活用し、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を支える活動や、農村景観の形成と生態系の保全に向けた活動を促進します。

#### **(5) 安全で安心な農畜産物の生産**

- ① 減農薬・減化学肥料栽培など環境保全型農業を推奨し、安全で安心な農産物の生産促進と環境負荷の低減に努めます。
- ② 耕畜連携による良質な粗飼料の供給により、安全で安心な畜産物の生産を促進します。
- ③ 家畜自衛防疫組合を中心とした防疫対策の徹底により、損耗を防止することで畜産経営の安定化を促進します。

#### **(6) 生産施設等の改修・整備の支援**

本町の基幹産業の維持・発展に向け、生産施設・設備について、生産性の向上やコストの低減に向けた整備改修を支援します。

#### **(7) 特産品の振興**

特産品の振興に向け、地域資源を活用した加工品等の商品開発やPR、販路拡大を支援します。

#### **(8) 販売促進活動の支援**

地場農畜産物や特産品などの販売を行うイベントの開催、近郊や大消費地に向けた商談会・イベントへの出店などについて支援を行います。

## 2. 林業



### 現状と課題

森林は、木材の生産をはじめ、水源のかん養や山地災害の防止、快適な環境の形成、保健・レクリエーションなどの多面的な機能を持ち、人々の生活と深く結びついています。

本町の森林面積は 20,267ha で、総面積 (25,013ha) の 81.0% を占めており、このうち国有林が 13,609ha (67.1%)、民有林が 6,658ha (32.9%) で、民有林のうち、道有林・町有林等を除いた私有林は 5,357ha (80.5%) (令和2年農林業センサス) となっています。

本町では、森林整備計画に基づいた森林経営計画を作成し、補助事業を活用しながら適切な管理に努めてきました。また、民有林の整備事業に対しては、所有者の負担軽減を図るための支援を行ってきました。

しかし、所有者の世代交代等により、所有者不明や森林に対する関心の薄れ、整備を担う人材不足により、民有林の整備が遅れています。

森林の持つ公益的機能の充実や木材生産資源としての維持・保全を図るためには、100年先を見据えた持続性のある森づくりが重要であり、整備の中心的な役割を担う森林組合の組織体制の充実、森林整備計画に基づく各種補助事業等の有効活用など、総合的な対策を進めていく必要があります。

また、全国的に有害鳥獣による農作物や森林等への被害が深刻化しています。

本町では、有害鳥獣対策連絡協議会や猟友会と連携し、猟友会への支援をはじめ、有害鳥獣の駆除や狩猟免許の取得に対する助成により有害鳥獣駆除の新たな担い手の育成を進めていますが、今後も狩猟免許の取得に対する支援等を継続し、有害鳥獣駆除の担い手の確保に努めるとともに、関係機関・団体と連携し、効果的な捕獲活動を促進していく必要があります。

## 主要施策

### (1) 計画的な森林整備等の推進

- ① 町有林については、森林整備計画に基づいた森林経営計画を作成し、森林環境保全整備事業等の補助金を有効活用しながら、今後も適切な整備に努めます。
- ② 私有林については、森林組合が、森林整備計画に基づいた森林経営計画を作成し、森林環境保全整備事業等の補助金を有効活用しながら、適切な管理を進められるよう連携を図ります。森林整備が行き届かない一部の所有者に対しては、森林経営管理制度により、所有者に意向調査を行い、経営計画に入ること等を勧める等、適切な管理が図られるように努めるとともに、森林環境譲与税等を活用した森林整備をより一層推進します。
- ③ 森林環境譲与税を活用し、森林整備の担い手である森林組合等に対して必要に応じた運営支援、町内における地域材の利用促進や普及啓発等を行います。

### (2) 有害鳥獣対策の推進

- ① 被害防止計画に基づき、有害鳥獣対策連絡協議会や猟友会、関係機関と連携し、有害鳥獣の駆除を促進します。特に、人身事故の危険が伴うヒグマへの対応の強化を図ります。
- ② 狩猟免許の取得に対する支援や猟友会への支援を継続し、有害鳥獣駆除の担い手の確保に努めます。

## 3. 商工業



### 現状と課題

商業は、人々の日常生活を支えるだけではなく、地域のにぎわいや人々の交流を生み出すものとして、地域活性化にとって重要な位置づけにあります。人口の減少や人々の大型店志向の強まり、ネットショッピングの普及などに伴い、全国的に地域商業の衰退が進み、その再生が大きな課題となっています。

本町の商業についても、過疎化の進行による人口の減少や購買力の町外流出により、厳しい状況です。

このような中、市街地活性化施設として整備した「蔵KURARAら」とその周辺では、夏まつりなどのイベントが開催され、まちの顔である商店街のにぎわいづくりに寄与しています。

しかし、本町の商店街も経営者の高齢化や後継者不足などによる空き店舗などが増加し、市街地全体としての活性化が課題となっています。

一方、工業は、地域経済の活性化や雇用の創出に直結する重要な産業ですが、地方においては、人手不足の深刻化や資材価格の高騰などを背景に、工業を取り巻く情勢は厳しさを増しています。

本町の工業は、製造業が中心ですが、地方の経済が厳しさを増す中、事業の縮小などに追い込まれてきています。

本町における第2次産業の発展は今後の町政運営上においても重要であり、経営の安定化に向けて支援していく必要があります。

## 主要施策

### (1) 商工振興事業の促進

地域経済の振興に向け、商工会が行う中小企業・小規模事業者に対する指導事業及び商工業の振興と安定を図るための事業の実施を支援します。

### (2) 市街地の活性化に向けた取り組みの支援

- ① 商店街の活性化に向け、「蔵KURARAら」の利用促進やにぎわいの創出に向けた取り組みについて、町と商工会、各種関係団体の協働により実施します。
- ② きれいで明るい商店街づくりに向け、関係団体が行う商店街の環境美化活動などの実施を支援します。
- ③ 魅力ある店舗づくりに向け、店舗等の改築・改修を行う事業主や空き地・空き店舗を活用して新築・改修を行う起業者などに対する支援を行います。

### (3) 中小企業・小規模事業者に対する支援

中小企業・小規模事業者の育成と経営の安定のため、融資制度や補助事業などにより支援を行います。

### (4) 地域経済活性化に対する支援

町内における消費を喚起し、下支えすることにより、町内商工業者の収益の確保・向上を図り、地域経済活性化に寄与するため、プレミアム付きの商品券『愛別町くらし応援券』の発行に対する支援を行います。

## 4. 観光



### 現状と課題

わが国の観光産業は、コロナ禍の影響により大きな打撃を受けましたが、近年は回復傾向にあります。

本町には、自然景観に優れた旭川国際カントリークラブやパークゴルフ場、オートキャンプ場、協和温泉などの観光資源があります。

令和6年度には、オートキャンプ場のせせらぎ公園付近に、新サイトとドッグランを設置しました。

令和5年の本町の観光客数は46,700人（北海道観光入込客数調査報告書）で、コロナ禍からは大幅に回復しましたが、コロナ禍以前の水準には達していないほか、ほとんどが道内客・日帰客であり、今後は、観光資源の魅力化やインバウンド<sup>※23</sup>への対応、観光PRの強化など、新たな視点からの取り組みを進めていくことが必要です。

また、本町は、旭川市をはじめとする圏域市町で組織された「大雪カムイミンタラDMO<sup>※24</sup>」（令和3年度に観光庁「重点支援DMO」に選定）に加盟し、圏域の幅広い観光資源を活用した魅力ある観光地域づくりを進めているほか、「大雪山カムイミンタラジオパーク構想推進協議会」による日本ジオパーク<sup>※25</sup>認定に向けた取り組み、「大雪山麓上川アイヌ日本遺産推進協議会」による日本遺産<sup>※26</sup>認定を活用した取り組みなどを進めていますが、今後とも、こうした広域的な観光振興・地域振興に積極的に取り組んでいくことが必要です。

さらに、本町は特色ある農業のまちであり、新鮮で安全・安心な農畜産物が観光資源の一つとなっていますが、これらと観光を融合する具体的な取り組みが必要です。

現在、あいべつ夏まつりやきのこの里フェスティバルなどのイベントが開催されていますが、これらは特産品の消費拡大や町のPRに大きく寄与していることから、今後も継続的な開催が望まれています。

※23 訪日外国人旅行。

※24 DMOとは、観光地域づくりの舵取り役として、各種調整機能を持つとともに、各種観光データの収集・分析等を行い、戦略を組み立て運営する法人格を持った組織。大雪カムイミンタラDMOは、アイヌの人々が「神々の遊ぶ庭（カムイミンタラ）」と呼んだ大雪山国立公園を核とする圏域が、国内外の多くの人々に認知され、幾度となく訪れたい地域として選ばれるよう舵取り役として様々な事業に取り組んでいる。

※25 ジオパークとは、貴重な自然景観や特徴的な地形地質を有し、地域の地質的な成り立ちやそこで暮らす人たちの文化を学ぶことができる自然公園。日本では43地域が認定されている。

※26 地域の歴史的の魅力や特色を通じてわが国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として認定し、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の様々な文化財群を総合的に活用する取り組みを支援する制度。平成30年度に、本町を含む2市10町で申請していた上川アイヌに関するストーリーが日本遺産に認定された。

## 主要施策

### (1) 観光施設の充実

本町の観光の魅力づくりに向け、町民や事業者等と協働し、オートキャンプ場やパークゴルフ場をはじめとする観光関連施設の充実を図ります。

### (2) 広域的な観光振興・地域振興に向けた取り組みの推進

- ① 「大雪カムイミントラDMO」とともに、圏域一体の滞在交流型観光やスノーリゾート構想をはじめ、観光庁「重点支援DMO」としての新たな観光プログラムを推進し、地域の稼ぐ力を引き出し、観光地経営の視点に立った観光地域づくりを推進します。
- ② 「大雪山カムイミントラジオパーク構想推進協議会」とともに、日本ジオパークの認定及び活用に向けた各種活動を推進します。
- ③ 「大雪山カムイミントラジオパーク構想」などと連動しながら、関係機関とともに「北海道石<sup>※27</sup>」の研究を進めるとともに、その利活用に向けた取り組みや情報発信などを進めます。
- ④ 「大雪山麓上川アイヌ日本遺産推進協議会」とともに、日本遺産に認定されたストーリー『カムイと共に生きる上川アイヌ～大雪山のふところに伝承される神々の世界～』を活用した地域活性化事業を推進します。

### (3) 観光PRの強化

ホームページやSNS、PR動画、マスコミ、ふるさと納税制度などの様々な媒体・手段の活用、新たな観光パンフレット・観光ポスターの作成など、観光PRの強化を図ります。

### (4) 観光協会の活動支援

観光の振興による町の活性化に向け、観光協会が行う各種観光事業の実施を支援します。

### (5) イベントの支援

町民同士の交流を促進するとともに、町内外の人々に本町の特産物や魅力をPRするため、あいべつ夏まつり及びきのこの里フェスティバルの実施を支援します。

### (6) 農業と連携した観光事業の支援

中学生・高校生などの若者や農業に関心のある団体などとの交流を通して農業や本町に対する理解を深めるため、「農作業体験等受入推進協議会」が行う農泊<sup>※28</sup>等の活動を支援します。

※27 愛別町と鹿追町の山林で発見された新たな鉱物の一種。紫外線をあてると、緑色や黄色に輝く特徴を持つ、美しく神秘的な石。

※28 農山漁村地域に宿泊し、地域資源を活用した食事や体験を楽しむ農山漁村滞在型旅行。

## 5. 労働



### 現状と課題

わが国の雇用情勢は、コロナ禍の影響により大幅に悪化し、近年は徐々に持ち直してきているものの、依然として不安定な状況にあります。

ハローワーク旭川管内においても、令和5～6年度にかけて、有効求人倍率<sup>※29</sup>が概ね1以下で推移し、求職者（仕事を探している人の数）が求人数（企業からの求人数）を上回る状況にあります。

本町及び周辺においても、地域における産業・経済を取り巻く情勢が厳しさを増す中、労働人口の地域外へ流出や、これに伴う人口減少や担い手不足が続いており、雇用対策の推進が大きな課題となっています。

このため、今後は、本計画に掲げる各種の産業振興施策を積極的に推進するほか、本町の強みを積極的にPRし、新たな企業の誘致を進め、雇用の場の確保に努める必要があります。

また、関係機関との連携のもと、情報提供や相談をはじめ、若者の地元就職やU・I・Jターン<sup>※30</sup>の促進、通年雇用の促進につながる取り組みを進めていく必要があります。

### 主要施策

#### （1）企業誘致による雇用の場の確保

企業振興促進条例に基づく支援制度の周知をはじめ、立地・交通条件や自然条件、子育て・教育環境などの本町の強みについて情報発信を行いながら、企業誘致活動を展開し、新規企業の立地を促進します。

#### （2）地元雇用を促進するための支援

- ① ハローワーク旭川などの関係機関と連携し、就職に関する情報提供や相談、職業能力の開発に関する支援を行います。
- ② 町内への移住・定住の促進及び中小企業などにおける人手不足の解消に向け、北海道と共同し、東京圏から本町に移住して就業した人に対する支援を行います。
- ③ 関係機関との連携や広域的連携のもと、通年雇用を促進するための支援を行います。
- ④ 美深高等養護学校あいべつ校とも連携しながら、障がい者の雇用の場の確保を促進します。

※29 ハローワークに登録している求職者に対する、企業からの求人数の割合。

※30 Uターンは出身地から地域外へ出た後に出身地へ戻ること。Iターンは出身地に関わらず住みたい地域へ移り住むこと。Jターンは出身地から地域外へ出た後に出身地以外の近隣地へ戻ること。

## 第4章 人と文化が輝く愛別

### 1. 学校教育



#### 現状と課題

わが国では、令和5年度に、総合的な基本方針・コンセプトとして、2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成、日本社会に根差したウェルビーイング<sup>※31</sup>の向上を掲げた第4期教育振興基本計画を策定し、教育の振興に取り組んでいます。

現在、本町には認定こども園・小学校・中学校がそれぞれ1箇所ずつあります。本町ではこれまで、学校施設の計画的整備や社会変化に対応した教育内容の充実を積極的に進めてきました。また、コミュニティ・スクール<sup>※32</sup>の取り組みにより、地域が学校運営に参画することで、子どもたちの幅広い学びを保障し、地域とともにある学校づくりを進めてきました。

近年では、学校施設の老朽化や児童・生徒数の減少を踏まえ、今後の学校施設のあり方を検討し、令和10年度に義務教育学校へ移行することが決定しています。

今後は、義務教育学校の整備に向けた具体的な取り組みや、それまでの既存の学校施設の長寿命化が必要となっているほか、教育内容についても、社会情勢が大きく変化する中で、国際的視野を持ち、個人や社会の多様性を尊重しつつ、他と協働して課題解決を行うことができる子どもたちを育成していくことが求められています。

このため、令和5年度に策定した義務教育学校基本計画や令和6年度に策定した教育振興基本計画（第2次計画）等に基づき、義務教育学校の整備や既存の学校施設の整備充実を進めていくとともに、確かな学力や豊かな人間性、健康・体力など「生きる力」の育成に向けた教育内容の一層の充実、そのための教職員の指導力の向上、コミュニティ・スク

※31 身体的・精神的・社会的によい状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの。

※32 学校運営協議会制度。学校と地域・保護者が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」を目指すための仕組み。

ールの充実など、新しい時代を切り拓く人材の育成に向けた総合的な取り組みを進めていく必要があります。

## 主要施策

### (1) 義務教育学校の整備

未来を見据えた新しい学校づくりに向け、義務教育学校基本計画に基づき、また見直しを行いながら、基本設計・実施設計、建設工事等を計画的に行い、義務教育学校の整備を図ります。

### (2) 既存学校施設の整備充実

- ① 既存の学校施設について、学校施設長寿命化計画の見直しを行い、これに基づく整備等を推進します。
- ② デジタル機器の整備・更新をはじめ、教育内容の充実に即した教材・教具の充実を図ります。
- ③ 義務教育学校の整備に伴う中学校の跡地について、有効な利活用方を検討し、推進します。

### (3) 「生きる力」を育む教育内容の充実

- ① 「生きる力」の基礎を培う幼児教育の重要性を踏まえ、認定こども園における教育内容の充実、認定こども園と小学校の連携強化に努めます。
- ② 確かな学力の育成に向け、学力の的確な把握や調査結果の有効活用、デジタル機器の積極的な活用、加配教員等の効果的な活用、AET<sup>※33</sup>を活用した英語教育の充実、キャリア教育<sup>※34</sup>の推進、認定こども園・小・中・高の連携強化に努めます。
- ③ 豊かな人間性の育成に向け、道徳教育や人権教育、福祉教育、ふるさと教育の充実、読書活動の促進を図ります。
- ④ 健康・体力の育成に向け、体育、健康教育や部活動の充実、食育の充実を図ります。部活動については、広域的な対応による地域移行を円滑に進めます。
- ⑤ 支援を必要とする児童・生徒に対し、支援員の活用等により、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育を推進します。

※33 英語指導助手。

※34 子どもの社会的・職業的自立に向け、必要な能力や態度を育てる教育。

**(4) 教職員の指導力の向上促進**

質の高い教育・保育の推進に必要な教職員、保育教諭の指導力の向上を図るため、研修・研究活動を支援します。

**(5) いじめ・不登校等への対応**

いじめや不登校等の問題行動の防止に向け、講演会の開催やスクールカウンセラー<sup>※35</sup>の活用による相談・指導を行います。

**(6) 地域とともにある学校づくり**

- ① コミュニティ・スクールの取り組みについて、町民への周知や取り組みを支える人材の確保・育成等を進め、一層の充実を図っていきます。
- ② 学校だよりによる学校評価の公表など、学校の情報公開を積極的に行います。

**(7) スクールランチの充実**

児童・生徒の心身の健全な発達や学校における食育の推進、保護者の負担軽減等に向け、スクールランチ事業の継続・充実を図ります。

**(8) 高等養護学校への支援**

高等養護学校のある町として、学校運営や学習活動等への支援を行います。

※35 教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家。

## 2. 社会教育



### 現状と課題

人生 100 年時代やデジタル社会を迎える中、生涯学び、活躍できる環境整備や、地域におけるコミュニティの基盤を支える社会教育の推進が重視されており、一人ひとりが生涯にわたって自ら学び、その成果を地域社会に還元することができる学習社会の実現が求められています。

このような中、学校教育においても、「社会に開かれた教育課程」が進められていますが、学校・家庭・地域の連携の強化や、体験活動等とおして地域社会とふれあうことで、社会への関心・参画を促進し、「生きる力」を育む社会教育の重要性は一層高まっています。

本町では、地域の教育資源を生かした体験活動など、幼児から高齢者までの幅広い層を対象とした学習機会の提供を行っています。

今後とも、生涯の各期に応じた学習機会の提供と拡充を行うとともに、豊かな知識と経験の成果を地域社会の中で生かすことのできるシステムづくりや異世代間の交流の場の拡充を図り、町民の社会参加をさらに進めていく必要があります。

## 主要施策

### (1) 生涯の各期における学習活動の促進

- ① 子どもたちが大人や地域とふれあい、豊かな人間性を育むことができるよう、子ども会事業や地域体験事業の充実、子ども会リーダー研修会等の開催、世代間・地域間交流の実施を図るとともに、これからの子ども会のあり方について検討していきます。
- ② ボランティアの育成・支援や青年団体活動への支援、研修会等への参加促進などにより、地域と関わる機会の充実を図り、地域活動に積極的に参加できる体制づくりを進めます。
- ③ 多様な学びの下で、豊かな人間性を育むため、読書推進計画に基づき、本にふれる機会の充実を図るほか、各種講座の実施、生きがいを高める学習機会の提供と世代間交流学習の推進、知識と経験を地域社会の中で生かす活動の充実など、生涯各期における学習活動を支援します。

### (2) 社会教育推進のための基盤整備

- ① 社会教育を推進するため、公民館分館などの社会教育施設の改修等を適宜行い、有効活用を図ります。
- ② 生涯学習だよりやホームページ、SNS等の情報媒体を利用した情報提供の充実を図ります。

### (3) 地域の教育力の向上

- ① 地域での活動との連携を進め、地域の人材や自然を生かした学習機会の充実を図ります。
- ② 子ども会等の関係団体間の連携の促進や青少年育成協議会への支援を行い、地域の教育力の向上と効率化を図ります。
- ③ 各種研修会への参加を促し、地域における指導者の育成を進めます。
- ④ 学校・家庭・公民館各分館の連携強化や地域学校協働本部の体制整備と活動の促進、学校運営協議会と連携した学校支援の促進など、地域で子どもたちを育てる環境づくりを推進します。

### (4) 家庭教育への支援

- ① 認定こども園と連携した講座・教室の充実や子育て支援に関する情報提供と相談体制の充実、関係機関・団体と連携した子育て支援の充実を図り、家庭における子育て支援機能の強化を進めます。
- ② 家庭教育に関する学習機会を提供し、子育て家庭の教育力の向上を図ります。

## 3. 文化芸術



### 現状と課題

文化芸術は、人々の暮らしに喜びや感動をもたらすとともに、人と人とお互いに理解し合う機会を提供するものとして、地域活性化に大きな役割を果たしています。

本町では、文化連盟加盟団体をはじめとする文化団体や個人が自主的に活動を行っています。

町民が活発に文化芸術活動を行うためには、優れた文化芸術にふれる機会や環境を一層整える必要があります。また、文化芸術活動への支援を充実させ、活動の成果を発表する場を設けるとともに、豊かで活気ある地域づくりへとつなげていく必要があります。

文化財については、長い間受け継がれてきた重要なものであり、歴史や文化を正しく理解するためにも欠かせないものです。住民共通の財産でもある文化財を次の世代へと継承していくためには、地域の歴史や文化を象徴する文化財への関心を高め、保存・活用につなげていくことが求められています。

本町では、町指定無形文化財の岐阜獅子神楽があり、その保存会が精力的に保存・伝承活動を行っています。また、文化財に関する学習を行うサークルが町民の手によって運営され活動しています。

しかし、文化財や郷土資料の収蔵体制の充実は長年の課題となっているほか、過疎化や少子高齢化など時代変化が進む中で、無形文化財の次世代への伝承活動にも不安を残しているのが現状です。

このような状況を踏まえ、今後は、文化財の価値や魅力を確実に守り伝える機会の提供や情報発信を行い、それらの担い手となる人材を発掘・育成するとともに、子どもたちへの伝承活動や保存・保護活動への支援に努める必要があります。

## 主要施策

### (1) 文化芸術にふれる機会の提供と発表の場の充実

- ① 町民文化祭や音楽行進の開催支援、芸術鑑賞事業の実施・充実などにより、文化活動やその成果を発表する機会の提供を図ります。
- ② 町民の自主的な文化芸術活動の活発化を促進するため、文化連盟・文化団体への支援を行います。
- ③ 研修会や交流会への参加促進等により、文化芸術活動の指導者の育成を図ります。
- ④ 文化芸術活動の活発化に向け、生涯学習だよりやホームページ、SNS等を活用し、活動や施設利用に関する情報提供に努めます。

### (2) 文化財の伝承・保護活動への支援

- ① 郷土芸能を次世代へ伝承していくため、岐阜獅子神楽保存会の活動を支援するとともに、町内外への情報発信を行います。
- ② 郷土資料の整理・保管体制の再構築について検討・推進し、適切な保護に努めます。
- ③ 関係機関と連携し、「北海道石」の文化財指定に関する研究を進めます。

## 4. スポーツ



### 現状と課題

スポーツは、心身の健康の維持・増進や体力の向上に役立つだけでなく、住民同士の交流・連携を促し、地域連帯意識や郷土愛を育むものとして、住民生活に欠かせないものであり、誰もが、いつでも、いつまでもスポーツに親しむことができる環境づくりが求められています。

本町では、スポーツ協会加盟団体をはじめ、多くの町民がスポーツ活動を行っています。

しかし、町内で体験できるスポーツの種類が限られ、スポーツに親しめる環境が十分とはいえない状況にあります。

このため、全町的なスポーツイベントの開催をはじめ、関係機関と連携した各種教室の開催、スポーツ協会と連携したスポーツ団体の育成や各種大会の開催等を図る必要があります。

また、多様化する生涯スポーツのニーズに対応するため、スポーツ施設の充実が求められています。生涯スポーツを促進するためには、活動の基盤となる施設環境の整備が不可欠です。

本町では、町民が多様なスポーツ活動を行えるよう、各種スポーツ施設を整備し、活動の場を提供してきました。

しかし、施設によっては老朽化が進んでいるため、大規模改修や利用者が少ない施設等の統廃合、近隣自治体との広域利用など、人口規模に応じたスポーツ施設のあり方を調査検証し、町民が安全で快適にスポーツを楽しむことができるよう総合的に判断していく必要があります。

## 主要施策

### (1) スポーツ活動の機会の提供と参加促進

- ① スポーツ協会と連携し、各種スポーツ教室やスポーツ大会の充実を図り、町民の参加促進に努めます。
- ② 各種スポーツ団体の定期活動や大会参加を促し、町民の自主的なスポーツ活動の活性化を促進するため、スポーツ協会への支援を行います。
- ③ 多様なスポーツ活動の普及に向け、スポーツ推進委員の育成を図ります。
- ④ スポーツ部門と保健福祉部門が連携し、楽しく運動習慣を身につけ、普段の生活に役立つ身体づくりを学ぶ「みんなの健活クラブ」などの取り組みを進めます。
- ⑤ スポーツ活動の活発化に向け、生涯学習だよりやホームページ、SNS等を活用し、活動や施設利用に関する情報提供に努めます。

### (2) 安全で快適に使用できるスポーツ施設の提供

- ① 各種スポーツ施設について、個別施設計画に基づき、安全性の確保と利用促進に向けた施設・設備の改修や維持管理等を進めます。
- ② 各種スポーツ団体が幅広くスポーツ活動を行えるよう、学校開放事業の利用を促進します。

## 第5章 明日への基盤が整った愛別

### 1. 土地利用



#### 現状と課題

土地は、人々のあらゆる活動の共通の基盤であり、限られた貴重な資源です。地域の持続的発展のためには、公共の福祉と環境保全に配慮しながら、土地を高度かつ有効に利用していくことが必要です。

本町は、山々に囲まれ、雄大で美しい自然環境と肥沃な土地に恵まれています。限られた資源に変わりはなく、町民の豊かな生活や地域産業の維持・発展には適正な土地利用を進めていくことが重要となります。

このため、農村地帯である本町は、農業振興地域整備計画に基づく適正な土地利用を図り、優良農地を確保するとともに、国営緊急農地再編整備事業の実施など、生産基盤の整備を行い、農業経営の安定的発展に取り組んでいく必要があります。

また、本町の総面積の約8割が山林・原野であることから、森林整備計画に基づき、豊かな森林の確保と林道を含む適正な森林の管理がより一層重要となってきます。

市街地については、過疎化の進行により空き地が増加してきていることから、未利用地の有効活用を図る必要があります。

## 主要施策

### (1) 土地利用関連計画の見直し

将来にわたって適正かつ効率的な土地利用を促進するため、農業振興地域整備計画や森林整備計画などの土地利用関連計画の見直しを適宜行います。

### (2) 土地利用関連法に基づく適正な土地利用の促進

- ① 土地利用関連法に基づく各種制度概要や手続き関係について、ホームページを中心とした情報提供を行い、普及啓発に努めます。
- ② 大規模な開発行為に関しては、関連法との調整を図るとともに、慎重な検討を行い、適正な土地利用を促進します。

## 2. 道路・公共交通



### 現状と課題

道路や公共交通は、安全で便利、快適な住民生活や活力ある産業・経済活動を支える重要な社会基盤であり、そのあり方は、地域の発展に密接に結びついています。

本町の道路網は、令和7年3月末現在、国道39号と道道6路線を中心に、これらと結び合う町道171路線によって構成されています。

また、旭川紋別自動車道が走り、愛別インターチェンジと愛山上川インターチェンジが設置されています。旭川紋別自動車道は、令和元年末に比布ジャンクションから遠軽インターチェンジまでが開通しており、早期の全線開通が望まれています。

本町ではこれまで、関係機関と連携しながら道路網の整備を計画的に進めてきましたが、車社会の進展に伴い、地域を越えた行動範囲の拡大や輸送の増大による道路機能の低下、さらには高齢化が進む中、一層安全で便利な道路網の整備が求められています。

町道は、各種補助制度を有効に活用しながら年次計画で道路整備を行っています。簡易舗装（防塵舗装）区間は、冬期の凍結による被害が特に市街地に多く、今後は路盤改良を年次的に進めていく必要があります。

地域住民の生活基盤となっている道路や橋梁、トンネル等の公共土木施設は、維持管理水準の設定を行い、施設点検、施設の長寿命化修繕計画の策定及び補修を進め、長寿命化とコストの縮減を図る必要があります。

また、冬期間の安全な交通を確保するため、令和7年3月末現在、国道・道道の全路線及び町道144路線、歩道10路線の除雪を行っています。町内の除排雪については、関係機関と連携して町民の要望に沿った対応に努め、冬期間の安全確保対策を進めていく必要があります。

一方、町内の公共交通の現状としては、令和7年3月末現在、JR石北本線が走り3つの駅（令和6年3月に愛山駅が廃駅）が設置されているほか、道北バスの2路線（令和5年10月に愛別線（永山経由）が廃止）が運行されており、町営デマンドバスについても1路線運行しています。また、その他の交通手段として、民間のハイヤー1事業者が営業しています。

これらの公共交通は、高校生の通学や高齢者等の買物・通院の足として非常に重要な役割を果たしていることから、将来にわたり維持・確保を図っていく必要があります。

このため、本町の公共交通の直近の状況を踏まえて令和6年度に策定した地域公共交通計画に基づき、利用促進に向けた取り組みを進めながら、その維持・確保、利便性の向上に努めていく必要があります。

## 主要施策

### (1) 町道の道路維持、冬期除排雪による通行の確保

- ① 幹線道路網の維持整備と生活に密着した一般道の維持管理に努めるとともに、町民との協働のもと、適正管理、維持補修に努めます。
- ② 冬期間の通行及び安全性の確保に向け、国・北海道と連携しながら、道路管理及び除排雪体制の維持・充実に努めます。

### (2) 町道の整備及び公共土木施設の長寿命化の推進

国・道道との連携や役割分担、町内地域間の連携強化等に配慮し、また地域の要望を踏まえながら、町道の整備及び橋梁、トンネルの長寿命化を計画的・効率的に推進します。

### (3) 町営デマンドバスの安定的・効率的な運行

町営デマンドバスについて、車両の適切な管理を行うとともに、交通事業者と連携し、安定的かつ効率的な運行を行います。

### (4) JR石北本線及び道北バスの存続に向けた取り組みの推進

北海道上川地域公共交通計画に基づき、JR石北本線及び道北バスについて、関係機関や関係自治体と協調し、利用者の増加に向けた施策を推進しながら、各交通事業者によるその維持・存続及び利便性の向上を働きかけていきます。

### (5) 公共交通の段階的な充実に向けた取り組みの推進

利用者のニーズ調査や交通事業者の意向調査の実施、これらを踏まえた地域公共交通活性化協議会の開催、地域公共交通計画の必要に応じた見直しなど、本町における公共交通ネットワークの段階的な充実に向けた取り組みを進めます。

## 3. デジタル化



### 現状と課題

近年、多くの民間企業や地方自治体においてDXが進められ、AIやロボットなどが生活に身近なものとなるなど、デジタル化による社会変革が急速に進んでいます。

本町ではこれまで、各種システムの導入・更新等により、行政内部の環境整備を行い、電子自治体の構築を進めてきたほか、地域においても、テレビの受信障害の解消を目的として、光ファイバ網を町全域に整備し、超高速インターネットやケーブルテレビ等が利用可能な環境を整備してきました。

また、令和2年度には、全戸に設置していたIP告知端末の老朽化を踏まえ、FM告知端末へと更新し、防災情報等の伝達体制の強化を図りました。

さらに、令和6年度には、ケーブルテレビ事業者等と連携し、コミュニティチャンネル「ポテトチャンネル」を通じて町民向けのデータ放送を開始したほか、スマートフォンアプリを導入し、これらを通じた地域情報や安全・安心に関する情報の配信を行っています。

今後、こうしたデジタル化は、行政における業務の効率化はもとより、町民の日常生活や産業・経済活動、そして地域の活性化に必要不可欠なものとなることが予想されることから、行政のデジタル化と地域社会のデジタル化に向けた取り組みを一層積極的に進めていく必要があります。

## 主要施策

### (1) 行政のデジタル化の推進

- ① 市民の利便性の向上に向け、行政手続のオンライン化、支払いのキャッシュレス化、書かない・待たない・迷わない窓口の整備等を進めます。
- ② 行政機能の高度化・効率化に向け、AIやRPA<sup>※36</sup>等のデジタル技術の導入をはじめ、基幹系システムの標準化・共通化、BPR<sup>※37</sup>の徹底等を進めます。
- ③ デジタル社会に即した組織・機構の構築に向け、職員の意識改革・人材育成や「働き方改革」の推進、オープンデータの活用等を進めます。
- ④ 行政サービスのデジタル化を支える環境の向上に向け、庁内ネットワークや各種システムの充実・更新等を進めます。
- ⑤ サイバー攻撃等による問題の発生を防ぐため、セキュリティ対策の徹底を図ります。

### (2) 地域社会のデジタル化の推進

- ① 地域課題の解決や地域活性化、市民生活の向上に向け、産業分野や教育分野、福祉分野をはじめ、幅広い分野におけるさらなるデジタル化を推進します。
- ② すべての市民がデジタル化のメリットを享受することができるよう、学習機会の提供など、デジタルデバイド<sup>※38</sup>対策を進めます。
- ③ 便利で公平・公正な社会づくりに向け、マイナンバーカードの普及促進に努めます。
- ④ 地域情報や防災情報等の情報伝達体制の充実に向け、テレビのデータ放送、スマートフォンアプリの有効活用・利用促進に努めます。

### (3) 地域の情報通信基盤の充実

町が整備した光ファイバ網について、民間への譲渡も視野に入れつつ、適正な維持管理を行うほか、地域BWA<sup>※39</sup>などの新たな無線システムの活用について検討していきます。

※36 Robotic Process Automationの略。ロボットにより業務を自動化する仕組み。

※37 Business Process Re-engineeringの略。業務フローを見直し、最適化すること。

※38 デジタル技術を利用できる人と利用できない人との間に生じる格差のこと。

※39 Broadband Wireless Accessの略。地域広帯域移動無線アクセス。地域の公共サービスの向上や条件不利地域の解消等、地域の公共の福祉の増進に寄与することを目的とした電気通信業務用の無線システム。

## 4. 住宅、定住・移住対策



### 現状と課題

快適で安全・安心な住まいの確保は、人々が幸せな人生を送るための基本的な条件であり、定住・移住を促す重要な要素です。

本町には、民間借家が少なく、借家のほとんどが公営住宅等の公的借家となっています。令和6年3月末現在、86棟301戸の公営住宅等を管理しており、令和2年度に見直した公営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化している公営住宅等については、建て替えを進めてきたほか、予防保全的な修繕等により、長寿命化を図ってきました。

今後とも、良好な居住環境を確保するため、公営住宅等長寿命化計画に基づき、公営住宅等の適正な維持管理を図る必要があります。

また、住宅の耐震化については、いつどこで大地震が発生してもおかない状況であり、国や北海道においても耐震化の促進が課題となっています。

本町では、民間住宅の耐震診断・耐震改修の補助を行っているものの実績はなく、町内の住宅のおよそ49%が耐震性能を満たしておらず、耐震化の促進が課題となっています。

このため、平成30年度に見直した耐震改修促進計画に基づき、既存住宅の耐震化の促進に努める必要があります。

また、空き家の増加が進む中、令和5年度に見直した空き家等対策計画に基づき、空き家等対策を実施していますが、今後とも、良好な生活環境の保全に向け、空き家等の適正管理を促進していく必要があります。

また、全国的に人口減少の克服・地方創生に向けた取り組みが進められていますが、人口減少が急速に進む本町では、人口減少を少しでもゆるやかにしていくことが強く求められています。

特に、民間借家の少ない本町では、人々の定住・移住の促進に向けた住宅の確保が大きな課題となっており、空き地バンク・空き家バンク等の取り組みを充実させながら、空き地・空き家の有効活用を促進していく必要があります。

また、移住希望者を掘り起こすための町の情報発信・プロモーション活動の強化、地域おこし協力隊の活用など、実効性のある取り組みを積極的に行っていく必要があります。

## 主要施策

### (1) 公営住宅等の適正管理

快適で安全・安心な公営住宅等の長期的な維持管理を図るため、公営住宅等長寿命化計画に基づき、町民ニーズや民間による持ち家取得の動向を勘案しながら、管理戸数の設定を行い、耐用年限が経過した住宅等の取り壊し、老朽化した住宅等の予防保全的な修繕等を進めます。

### (2) 既存住宅の耐震化の促進

地震による被害の軽減を図り、町民が安全に安心して生活できるよう、耐震化の必要性を周知し、町民の意識の向上に努めるとともに、旧耐震基準の住宅の耐震診断・耐震改修の支援を行います。

### (3) 空き家等の適正管理の促進

良好な生活環境を保全するため、空き家等対策計画に基づき、周辺環境に悪影響を及ぼす空き家等について、適正管理・解体等に関する指導等を行います。

### (4) 定住・移住促進施策の推進

- ① 定住・移住希望者が定住・移住に関する情報を一括して入手できるよう、ホームページ内の定住・移住専用ページの内容充実を図ります。
- ② 空き家等を活用した定住・移住を促進するため、空き地バンク・空き家バンクや「みんなの〇円物件」の取り組みを充実させるとともに、空き家等の改修等に対する支援を行います。
- ③ 東京圏を中心とした移住者を獲得するため、北海道や町内企業との連携による移住支援施策を実施します。

### (5) 情報発信・プロモーション活動の推進

町の知名度やイメージを向上させ、移住希望者や関係人口を掘り起こすため、ホームページやSNS、マスコミの活用、都市圏での移住イベントへの参加をはじめ、様々な媒体・機会を活用し、効果的・戦略的な情報発信・プロモーション活動を推進します。

### (6) 地域おこし協力隊などの活用

定住・移住施策への地域おこし協力隊や民間企業等による地域課題解決に向けた地域活性化企業人の活用を図るとともに、地域おこし協力隊の任期満了後の本町への定住を支援します。

## 第6章 力を合わせてつくる愛別

### 1. 地域間交流



#### 現状と課題

異なる地域等との交流は、自らの地域の魅力の再発見や郷土意識の高揚をはじめ、人材の育成や関係人口の増加につながるものとして、地域活性化にとって重要な意味を持ちます。

本町では、昭和63年に、当時の滋賀県愛東町女性C・Iチームからバレンタインデーに届いた一通の手紙と一粒のチョコレートがきっかけで、全国の愛のつく町（神奈川県愛川町、当時の長崎県愛野町）との交流が始まりました。

現在は、市町村合併で愛東町は東近江市、愛野町は雲仙市となりましたが、これまでのつながりの中で人の交流の火は消えることなく続けられており、今後とも継続して交流に取り組んでいくことが求められています。

ふるさと会については、平成26年に、ふるさと応援団としての位置づけで旭川市内を中心とした愛別町出身者でつくる「あさひかわ愛別会」が設立され、現在では「札幌ふるさと愛別会」と「とうきょう愛別会」を含めた3組織との交流を行っています。

これらの組織は、町の特産物の積極的な購入やふるさと納税制度を活用した財政的支援、情報発信への協力など、本町のまちづくりにとって大きな役割を果たしていることから、今後とも本町の応援団・関係人口として、様々な場面で連携を図っていくことが望まれます。

## 主要施策

### (1) 「愛のまち交流」の継続

他地域との交流を通じたまちづくり・人づくりに向け、滋賀県東近江市愛東地区との交流を中心に、「愛のまち交流」を継続していきます。

### (2) ふるさと会等との連携強化

本町の応援団である、「あさひかわ愛別会」・「札幌ふるさと愛別会」・「とうきょう愛別会」の3組織を中心に、関係団体・組織との多様な場面での連携の強化を図っていきます。

## 2. コミュニティ



### 現状と課題

少子高齢化や核家族化の進行等に伴う家族形態の変化をはじめ、価値観の多様化やプライバシー意識の高まり等を背景に、全国的にコミュニティ活動への参加者の減少や自治組織への加入率の低下が進み、コミュニティの弱体化が懸念されています。

本町では、13の公区と、その下に45の行政区があり、これらの自治組織を単位として様々なコミュニティ活動が行われています。

しかし、本町においても、過疎化や人材不足などからコミュニティが弱体化してきている状況にあり、コミュニティ活動の重要性を町全体として改めて認識する必要があります。

コミュニティ活動は、共助の視点からも、まちづくりを進めていく上で非常に重要かつ基本的な活動となるため、将来にわたって持続できる活動となるよう、行政としてもしっかりと支えていくことが必要です。

また、高齢化が著しい地域においては、地域の現状・課題の把握や課題解決につなげていく人材の配置・育成を行っていく必要があります。

さらに、本町では、職員の地域担当制を実施しており、公区単位を基本に職員を「地域のことを学び隊」として配置し、地域行事等への参加を行っていますが、形骸化する傾向もみられることから、その体制強化が求められます。

## 主要施策

### (1) 自発的・主体的なコミュニティ活動の支援

- ① コミュニティ活動の活性化に向け、「まちづくり推進事業」等により、自治組織や町民団体等が自発的・主体的に取り組む各種事業を支援します。
- ② 町民同士の身近な交流・ふれあいの場として、「共生型交流館ぼんて」の活用を図ります。

### (2) 集落支援員の適正配置

高齢化が著しく、かつ要望のある地域に対し、集落支援員を適正に配置し、集落の現状・課題の把握や課題解決につなげていきます。

### (3) 職員の地域担当制の充実・活用

職員の地域担当制「地域のことを学び隊」について、持続可能なコミュニティの形成や地域課題の解決に効果的につながるよう、制度の見直し・充実を図り、さらなる活用を進めます。

### 3. 町民参画・協働



#### 現状と課題

社会情勢の変化に伴い行政ニーズがますます増大・多様化する一方で、人口減少による地域の担い手不足が進む中、限られた財源や人的資源を有効に活用し、魅力と活力あるまちをつくり、持続させていくためには、住民や住民団体、民間企業等の多様な主体と行政とが、ともに役割と責任を担い、協働してまちづくりを進めていくことが求められます。

そのためには、行政情報を積極的に公開・提供し、住民との情報共有を行いながら、参画・協働の仕組みづくりを進めていくことが必要です。

今後は、広報紙「広報あいべつ」やホームページ、SNS、ケーブルテレビのコミュニティチャンネル及びデータ放送、スマートフォンアプリ等を有効に活用し、広報・広聴機能の強化を進めていく必要があります。

そして、小規模自治体だからこそできる、町民との協働のまちづくりの実現に向け、町民に対してまちづくりの様々な分野に関する学習機会を提供し、町民の意識と知識の向上を促すほか、各種イベントや町の計画づくりへの町民等の参画・協働の促進など、多様な取り組みを積極的に進めていく必要があります。

また、性別や年齢、障がいの有無、性的志向・性自認等といった様々な属性を持った人たちが共存する多様性社会の実現が求められており、今後は、男女共同参画に向けた環境整備をはじめ、様々な人々がともに生き、ともに活躍できる社会の実現に向けた取り組みを進めていく必要があります。

#### 主要施策

##### (1) 広報・広聴機能の強化

- ① 広報紙「広報あいべつ」の内容の充実を図るとともに、より町民の手元に届き、読まれる、時代の流れに合わせた配布方法の見直しや、DXの推進と連動したデジタル化について検討し、段階的に進めていきます。
- ② 町内で行われたイベント等の様子のほか、町の魅力を町内外へPRできる映像や、文字・音声による情報を使用した番組を制作し、ケーブルテレビで町内及び近隣市町へ放送し、広く情報発信を行います。

- ③ ホームページの内容を随時更新し、適時の情報発信に努めるとともに、SNSをはじめ、データ放送やスマートフォンアプリ等を活用しながら、情報発信と町民の意見等の情報収集を行い、双方向の広報・広聴活動を推進します。

## (2) まちづくりに関する学習機会の提供

町民にまちづくりに関する学習機会を提供し、まちづくり意識と知識の向上を促すため、町民団体等からの要望に基づき、職員による出前講座を適宜開催します。

## (3) 協働事業への参画の促進

各種イベントをはじめ、関係機関・団体等との連携による協働事業への町民の参画を促進します。

## (4) 町の政策形成への参画・協働の促進

町の各種計画づくりやその評価・見直しにあたって、審議会等の委員の一般公募やアンケート調査、パブリックコメント<sup>※40</sup>等を実施し、町の政策形成への町民の参画・協働を促進します。

## (5) 男女共同参画に向けた環境整備

- ① ジェンダー<sup>※41</sup>平等に向け、広報活動をはじめ、様々な場や機会を通じて啓発・教育を推進します。
- ② 政策や方針などを決定する場への男女の参画を促進するため、町の審議会等への女性の積極的な参画を促進します。
- ③ 男女がともに働きやすい環境づくりに向け、ワーク・ライフ・バランス<sup>※42</sup>の実現に向けた事業所への啓発を行うほか、男女間のあらゆる暴力の根絶に向け、DV<sup>※43</sup>やセクハラ等の防止に向けた取り組みを進めます。

## (6) 多様性社会の実現に向けた取り組みの推進

誰もがお互いの違いを認め合い、自分らしく暮らしていくことができる多様性社会の実現に向け、「ダイバーシティ」の考え方の浸透に向けた啓発を効果的に推進しながら、行政が率先して意識や行動、仕組みを変革していくとともに、町全体への波及に向けた情報提供等を進めます。

※40 ホームページ等を活用し、広く公（パブリック）に意見や情報、改善案など（コメント）を求める手続き。

※41 社会的性別。社会によって作り上げられた「男性像」・「女性像」等の男女の別。

※42 仕事と生活の調和。

※43 Domestic Violence の略。配偶者・パートナーからの暴力。

## 4. 行財政



### 現状と課題

人口減少の進行や産業・経済の低迷等を背景に、地方行財政を取り巻く情勢が厳しさを増す中、これからの地方自治体には、自らの未来を自らが決め、独自の政策を展開できる行財政能力が一層強く求められます。

本町ではこれまで、厳しい財政状況の中で自主自立のまちづくりを進めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるため、行財政改革を積極的に推進し、着実にその成果を上げてきました。

しかし、今後さらに加速する少子高齢化や人口減少をはじめとする社会情勢の変化に伴い、行政ニーズはこれまで以上に増大・多様化していくことが見込まれ、さらに厳しい財政運営を迫られることが予想されます。

このため、民間企業の経営手法を導入する視点や町民の幸福度（Well-Being）の向上の視点に立ち、行財政運営のあり方自体を常に点検・評価しながら、さらなる行財政改革を進めていく必要があります。また、この一環として、財源の確保や財政負担の軽減に向け、ふるさと納税制度等の有効活用や公共施設等の総合的・計画的な管理を進めていくことが必要です。

広域行政については、ごみ・し尿処理や消防、教育研修、介護認定などの分野で周辺自治体と一部事務組合等を組織し、共同事業を行ってきたほか、令和3年度に、1市8町で旭川大雪圏域連携中枢都市圏<sup>※44</sup>を発足させ、旭川市の都市機能等を生かした連携事業を進めています。

今後とも、効率的な自治体運営の推進や町民サービスの向上を見据え、広域行政を一層推進していくことが必要です。

※44 連携中枢都市圏とは、これまでの定住自立圏から移行・発展したものであり、圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」、「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても活力ある社会経済を維持するための拠点をつくることを目的とした広域連携の取り組みであり、旭川大雪圏域連携中枢都市圏では、令和3年度に、中心都市（連携中枢都市）である旭川市と圏域8町が協定を締結し、共生ビジョンを策定して各種連携事業を行っている。

## 主要施策

### (1) 行財政改革の推進

新たな時代に対応できる簡素で効率的な行財政体制の確立に向け、事務事業の見直しや組織・機構の再編、民間委託の推進、定員管理・給与の適正化、職員の能力向上、DXの推進など、さらなる行財政改革を推進します。

### (2) 効率的・効果的な財政運営の推進

- ① 経費全般の徹底的な見直し及び節減・合理化をはじめ、課税対象の的確な把握や収納率の向上対策の推進、受益者負担の原則に基づく使用料・手数料の見直しを適宜行い、健全な財政基盤の確保を図ります。
- ② 財政状況の分析・公表を行いながら、費用対効果や重要度、緊急度等を総合的に勘案したメリハリのある財源配分を行い、効果的・効率的な財政運営を推進します。

### (3) ふるさと納税の有効活用

ふるさと納税制度について、体験型の返礼品の充実など、寄附者の増加に向けた取り組みを進め、関係人口の拡大に努めるとともに、寄附者の意向を十分考慮しつつ、まちづくりの財源として有効活用を図ります。

### (4) 公共施設等の総合的な管理の推進

財政負担の軽減や将来を見据えた最適な配置に向け、公共施設等総合管理計画及び各個別施設計画の見直しを行い、公共施設等の総合的・計画的な管理を推進します。

### (5) 広域行政の推進

- ① 効率的な行財政運営の推進と町民サービスの向上に向け、一部事務組合等による共同事業を推進します。
- ② 中心都市（連携中枢都市）である旭川市の都市機能を有効に活用して本町及び圏域全体の活性化を図るため、旭川大雪圏域連携中枢都市圏ビジョンに基づき、各種連携事業を推進します。